

指宿市過疎地域持続的発展計画（案） 〔令和 8 年度～令和 12 年度〕

令和 8 年 4 月
鹿児島県指宿市

SDGs(持続可能な開発目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs : Millennium Development Goals)の後継として、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2016年から2030年までの国際目標のことである。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットとから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、現在、国においても積極的に取り組んでいる。

この、SDGsについては、本市としても重要な取り組みであることを認識し、第三次指宿市総合振興計画をはじめ、今回の過疎地域持続的発展計画においても、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進に取り組むこととする。

－ 目 次 －

第1章 基本的な事項

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 市の概況 | 1 |
| (1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 1 |
| (2) 市における過疎の状況 | 2 |
| (3) 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向 | 4 |
| 2 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| 3 行財政の状況 | 7 |
| (1) 行財政の状況 | 7 |
| (2) 公共施設整備水準等の現状と動向 | 9 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針 | 10 |
| 5 地域の持続的発展のための基本目標 | 11 |
| (1) 人口に関する目標 | 11 |
| (2) 地域の実情に応じた持続的発展のための基本となる目標 | 11 |
| 6 計画達成状況の評価 | 12 |
| 7 計画期間 | 12 |
| 8 公共施設等総合管理計画との整合 | 12 |

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|--------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 14 |
| (1) 移住・定住 | 14 |
| (2) 地域間交流 | 14 |
| (3) 共生・協働の人材育成 | 14 |
| 2 その対策 | 15 |
| (1) 移住・定住 | 15 |
| (2) 地域間交流 | 15 |
| (3) 共生・協働の人材育成 | 16 |
| 3 計画 | 17 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 17 |

第3章 産業の振興

| | |
|----------|----|
| 1 現況と問題点 | 18 |
| (1) 農業 | 18 |
| (2) 林業 | 19 |
| (3) 水産業 | 19 |
| (4) 商業 | 21 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| (5) 観光 | 21 |
| (6) 情報通信産業 | 22 |
| (7) 企業誘致 | 22 |
| 2 その対策 | 23 |
| (1) 農業 | 23 |
| (2) 林業 | 23 |
| (3) 水産業 | 24 |
| (4) 商業 | 24 |
| (5) 観光 | 25 |
| (6) 情報通信産業 | 25 |
| (7) 企業誘致 | 26 |
| 3 計画 | 27 |
| 4 産業振興促進事項 | 35 |
| (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 | 35 |
| (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 35 |
| 5 公共施設等総合管理計画等との整合 | 35 |

第4章 地域における情報化

| | |
|---------------------------|-----------|
| 1 現況と問題点 | 36 |
| (1) 情報通信 | 36 |
| 2 その対策 | 36 |
| (1) 情報通信 | 36 |
| 3 計画 | 36 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 36 |

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

| | |
|---------------------------|-----------|
| 1 現況と問題点 | 37 |
| (1) 交通基盤 | 37 |
| (2) 交通機関 | 37 |
| 2 その対策 | 38 |
| (1) 交通基盤 | 38 |
| (2) 交通機関 | 38 |
| 3 計画 | 39 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 39 |

第6章 生活環境の整備

| | |
|-----------------|-----------|
| 1 現況と問題点 | 40 |
|-----------------|-----------|

| | |
|--------------------|----|
| (1) 上水道施設 | 40 |
| (2) 下水処理施設 | 40 |
| (3) 廃棄物処理施設 | 41 |
| (4) 火葬場 | 41 |
| (5) 消防施設 | 41 |
| (6) 公営住宅 | 42 |
| (7) その他 | 42 |
| 2 その対策 | 43 |
| (1) 上水道施設 | 43 |
| (2) 下水処理施設 | 43 |
| (3) 廃棄物処理施設 | 44 |
| (4) 火葬場 | 44 |
| (5) 消防施設 | 44 |
| (6) 公営住宅 | 44 |
| (7) その他 | 45 |
| 3 計画 | 46 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 49 |

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

| | |
|----------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 50 |
| (1) 子育て環境の確保 | 50 |
| (2) 高齢者の保健及び福祉 | 50 |
| (3) 障害者並びにその他の保健及び福祉 | 51 |
| 2 その対策 | 51 |
| (1) 子育て環境の確保 | 51 |
| (2) 高齢者の保健及び福祉 | 52 |
| (3) 障害者並びにその他の保健及び福祉 | 53 |
| 3 計画 | 54 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 58 |

第8章 医療の確保

| | |
|--------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 59 |
| 2 その対策 | 59 |
| 3 計画 | 60 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 61 |

第9章 教育の振興

| | |
|--------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 62 |
| (1) 学校教育 | 62 |
| (2) 社会教育 | 63 |
| 2 その対策 | 64 |
| (1) 学校教育 | 64 |
| (2) 社会教育 | 66 |
| 3 計画 | 68 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 71 |

第10章 集落の整備

| | |
|--------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 72 |
| (1) 地域で支えあう活動 | 72 |
| (2) 新たな地域コミュニティ | 72 |
| (3) 地域内分権 | 72 |
| 2 その対策 | 73 |
| (1) 地域で支えあう活動 | 73 |
| (2) 新たな地域コミュニティ | 73 |
| (3) 地域内分権 | 73 |
| 3 計画 | 74 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 74 |

第11章 地域文化の振興等

| | |
|--------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 75 |
| 2 その対策 | 75 |
| 3 計画 | 77 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 77 |

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

| | |
|--------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 78 |
| (1) 自然エネルギーの利活用 | 78 |
| 2 その対策 | 78 |
| (1) 自然エネルギーの利活用 | 78 |
| 3 計画 | 79 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 79 |

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

| | |
|----------|----|
| 1 現況と問題点 | 80 |
|----------|----|

| | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 人権の尊重 | 80 |
| (2) 男女共同参画社会の形成 | 80 |
| (3) 公共施設等マネジメント | 80 |
| (4) 基金 | 81 |
| 2 その対策 | 81 |
| (1) 人権の尊重 | 81 |
| (2) 男女共同参画社会の形成 | 81 |
| (3) 公共施設等マネジメント | 81 |
| (4) 基金 | 81 |
| 3 計画 | 82 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合 | 82 |
| (添付) 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 83 |

第1章 基本的な事項

1 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 経過

平成 18 年 1 月 1 日、それまでの指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町が対等合併し、新「指宿市」が設置された。合併前の揖宿郡山川町、同郡開聞町の区域が、過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）の対象地域であったが、合併後、指宿市は「みなし過疎地域」となり、平成 26 年 4 月 1 日の改正旧過疎法の施行に伴い、市内全域が対象地域となった。

その後、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）が施行され、引き続き、市内全域が過疎法の対象地域（以下「過疎地域」という。）となっている。

② 自然的条件

本市は、薩摩半島最南端に位置しており、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島に対峙し、西は南九州市、南は東シナ海、北は県都鹿児島市に面している。地域全体の面積は、148.82 km²であり、鹿児島県全体の約 1.6% となっている。

中央部には九州最大の湖「池田湖」、東部に潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景 100 選に認定された「知林ヶ島」、南西部に標高 924m、日本百名山のひとつで薩摩富士と呼ばれる「開聞岳」、南部に南国ムード漂う「長崎鼻」を有している。

また、本市は霧島火山帯、鹿児島湾入口の阿多カルデラの中に位置することから、その副産物として、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源に恵まれている。

このほか天然の良港であり“鶴の港”と呼ばれる「山川港」や、1 日 10 万 t も湧き出る清水を有し国土交通省の水の郷百選にも認定された「唐船峡」などもある。

さらに、市内には国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や水迫遺跡に代表される歴史的にも貴重な発見のあった遺跡が多くあり、歴史のまちとしても知られている。

年間平均気温が 19°C と高く、温暖で亜熱帶的な気候のため、市内にはソテツが自生しているほか、幸せを呼ぶといわれている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息する北限の地ともいわれている。

③ 歴史的条件

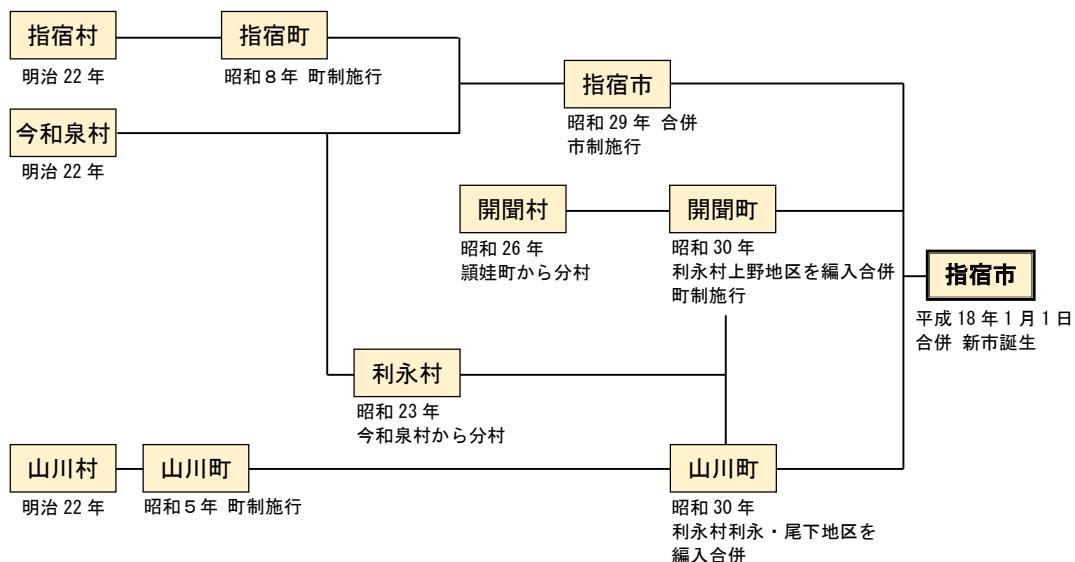
旧指宿市は、昭和 29 年 4 月 1 日、指宿町と今和泉村との合併によって市制を施行している。

旧山川町は、昭和 5 年 1 月 1 日、町制を施行し、昭和 30 年 4 月 1 日、合併促進法に基づき、利永村の利永及び尾下の両地区を編入合併している。

旧開聞町は昭和 26 年 10 月 1 日、開聞村として頬娃町より大字仙田、十町が分村独立し、昭和 30 年 4 月 1 日、利永村上野地区を編入合併し、同時に町制を施行している。

そして、平成 18 年 1 月 1 日、それまでの指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町は対等合併し指宿市となった。

(図表 市域の変遷)



④ 社会・経済的条件の概要

本市は、薩摩半島の最南端に位置し、国道 226 号と JR 指宿枕崎線が市の住居密集区域を U 字型に縦断しており、県道岩本開聞線との結節により市域を循環することができる。また、県都の鹿児島市中心部からは国道 226 号が唯一の基幹道路であるが、慢性的な交通渋滞をきたしており、1 時間以上を要する。

産業は観光、農業及び水産業が主体であり、観光は霧島錦江湾国立公園に指定されている自然景観や世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとした観光施設を生かした特色ある観光地づくりが進められている。

農業は温暖な気候や豊かな大地、池田湖からの広域にわたるかんがい用水を生かし、オクラやさつまいも、豆類、花きなどの質の高い農産物が生産されている。また、天然の良港である山川漁港などにおいては水産業及び鰹節などの水産加工業が栄えるなど、南の食料供給基地として発展してきている。

(2) 市における過疎の状況

① 人口等の動向

高度経済成長期には人口増加が見られた自治体も多い中、本市では、昭和 25 年をピークに半世紀以上にわたり人口の減少が継続している。

死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いている。出生数の減少や高齢者の増加に伴う死亡数の増加から、自然減少数が緩やかに拡大している傾向にある。特に、20~30 歳代の子育て世代の転出が多い本市においては、少子高齢化が今後さらに加速していくことで、自然減少数の拡大はさらに進むことが想定される。

本市の高齢化率は、平成 22 年に 30.0% を超えて以降、直近の 10 年間で急速な上昇を示している。一方、若年層の転出が多い傾向にあり、戦後の集団就職が行われていた時期以降、10~20 歳代における若年層流出超過が継続している状況にある。現在においても、鹿児島市等の都市部に対しては、進学や就職、結婚等に伴う転出が多く、

10～30歳代の流出が多く見られている。10～30歳代の流出は、出生数や年少人口の減少を引き起こし、本市の人口減少や高齢化率上昇の要因となる。また、20～30歳代の現役世代の減少は、地域経済の縮小を招き、生活関連サービスの撤退やそれに伴う雇用機会の減少を引き起こすことも想定される。それにより、更なる若年層の流出や人口減少が進行する悪循環に陥る可能性がある。

② これまでの過疎法に基づく対策

旧山川町、旧開聞町は以前から過疎地域ということもあり、旧過疎地域活性化特別措置法などの適用を受け、交通通信体系の整備を重点的に行ってきましたが、合併後の指宿市も旧過疎法により市内全域が過疎地域として指定されたことから、同じく交通通信体系の整備を重点に過疎対策を実施してきた。

その他、教育関連施設としては各学校の施設や学校給食センター、図書館等を整備した。

産業振興の面においては、基幹産業である農業の振興のために、基盤整備や経営近代化施設整備などを整備した。

水産業振興においては、漁港機能施設を整備するとともに、係船施設・内防波堤を整備した。また、水域環境保全のための排水処理施設や地場産業振興のため流通販売施設などを整備した。

定住促進対策として、生活環境の面で地域活性化住宅、公営住宅などを整備した。

観光又はレクリエーションの面では、交流人口の増加を目的とした観光施設、指宿駅前を整備した。

③ 現在の課題

これまで、産業の振興策など種々の施策が講じられてきたが、若年人口の都会への流出、少子化による人口減少は続いている。

このような現状の中、産業の振興については、基幹産業である農林水産業の担い手の育成・確保、安全・安心といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や温泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開、観光業や商業等との各産業相互間の多様な連携が重要である。また、豊かな自然環境や食文化等を満喫できる体験型観光の推進、活気ある商業活動・地場産業の振興も重要である。

社会基盤については、市内外を結ぶ様々な幹線ネットワークの整備が、市民生活の充実や観光振興、地場産業の発展に大きく寄与することから、生活・観光・産業の基盤整備としての道路・交通網の確立、魅力あふれる街並みの形成が重要である。

生活環境については、環境問題が地球レベルでの大きな課題になっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要である。

保健医療福祉については、温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進、子育て支援体制や、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化、保健医療福祉を支える人材の育成・確保が重要である。

教育文化については、学校、家庭、地域が一体となって、特色ある教育活動を進めるとともに、青少年の健全育成活動等を展開していく必要がある。また、市民が自らの個性と能力を伸ばせる生涯学習社会や、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、それらを次代に引き継げるような環境づくり、市民の健康保持や体力向上に寄与するスポーツ・レクリエーション活動の推進が重要である。

コミュニティ※・協働については、市民と行政の役割分担のもとに、自分たちのまちのことは自分たちで考え、実践していくという意識を市民も行政もしっかりと持ち、それぞれの立場で共通の目的に向かって、協働していくことが重要である。

④ 今後の見通し

これまでの過疎地域持続的発展計画により推進してきた各種施策を引き続き推進しながら、本市の持つ温泉や海・森林・湖沼等の恵まれた自然環境が、市民生活や観光客に様々な形で活用され、人々の安心・健康に対するニーズを満たす農林水産物や製品・サービスを創り出す産業が育まれ、健康に満ちた市民や国内外の観光客であふれるまちづくりを進める。

特に、第三次指宿市総合振興計画（指宿市みらい創生総合戦略）の推進や、第三次指宿市定住自立圏共生ビジョン、指宿市公共施設等総合管理計画等の各種個別計画との連携により、効果的な施策の展開が期待できる。

(3) 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

令和2年国勢調査によると、本市の就業人口は18,640人で、産業別構成比は、第3次産業人口が最も多く、全体の65.4%を占め、次いで第1次産業人口が21.1%，第2次産業人口が13.4%（分類不能産業0.2%）となっている。

平成27年の国勢調査と比較すると、産業別構成比は、第1次産業が1.6ポイント減、第2次産業が0.4ポイント増、第3次産業が1.5ポイント増となっており、産業構造は第3次産業に傾いていることがわかる。

② 社会経済的発展の方向

技術の向上に伴う、人や物の輸送手段の充実や道路交通網の整備により、通院、通学、買物など日常生活圏が拡大し、さらに産業や経済活動も広域化が進んでいる。

今後は、質の高い食料を安定的に供給できる南の食料供給基地として、また、多彩な地域資源を生かした世界に誇れる観光地づくりを目指すため、諸施策の展開を図る必要がある。

また、国道226号の4車線化や県道指宿鹿児島インター線の拡幅改良並びに薩摩半島横断道路の建設を促進し、広域的なネットワークとしての道路網の整備を積極的に進める必要がある。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、「1 (2)①人口等の動向」に記載のとおり、高度経済成長期には人口増加が見られた自治体も多い中、本市では、昭和25年をピークに半世紀以上にわたり人口の減少が継続している。死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いているが、出生数の減少や高齢者の増加に伴う死亡数の増加から、自然減少数が緩やかに拡大している傾向にある。特に、20～30歳代の子育て世代の転出が多い本市においては、少子高齢化が今後さらに加速していくことで、自然減少数の拡大はさらに進むことが想定される。特に、本市の高齢化率は、平成22年に30.0%を超えて以降、直近の10年間で急速な上昇を示している。

本市の令和2年の就業者数は、全体で約1.8万人となり、産業別就業者数では、第3次産業が約1.2万人で最も高く、全体の6割以上を占めている。

業種別就業者数をみると、「サービス業」が8,001人(42.9%)で最も高く、次いで、「農業」が3,749人(20.1%)、「電気・ガス・熱供給業・水道業」が2,467人(13.2%)、「製造業」が1,279人(6.9%)となっている。

平成27年の就業者数と比較すると、就業者全体で1,642人が減少しており、産業別では、第1次産業の減少が674人で最も多くなっている。業種別にみると、「卸・小売業」の減少が2,579人で最も多く、次いで「農業」(620人減少)、「サービス業」(509人減少)、「製造業」(77人減少)となっている。

■人口の推移（国勢調査）

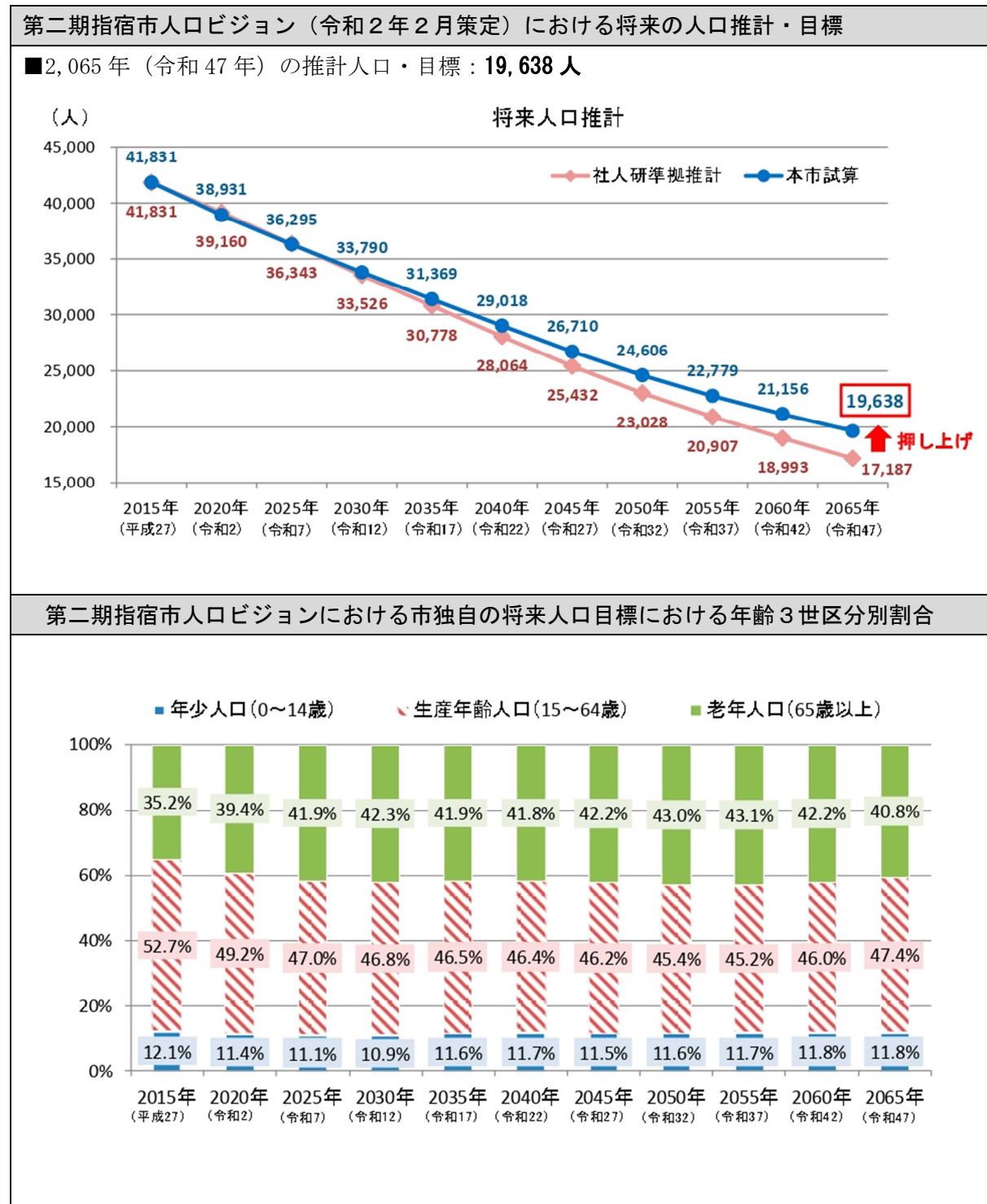
表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

| 区分 | 昭和55年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 |
| 総数 | 人 55,140 | 人 52,240 | % △ 5.3 | 人 46,822 | % △ 10.4 | 人 41,815 | % △ 10.7 | 人 39,011 | % △ 6.7 | |
| 0歳～14歳 | 12,293 | 10,313 | △ 16.1 | 5,936 | △ 42.4 | 5,079 | △ 14.4 | 4,554 | △ 10.3 | |
| 15歳～64歳 | 34,748 | 31,830 | △ 8.4 | 26,825 | △ 15.7 | 22,038 | △ 17.8 | 18,928 | △ 14.1 | |
| うち15歳～29歳(a) | 9,928 | 7,092 | △ 28.6 | 6,512 | △ 8.2 | 4,459 | △ 31.5 | 3,665 | △ 17.8 | |
| 65歳以上(b) | 8,097 | 10,097 | 24.7 | 14,061 | 39.3 | 14,698 | 4.5 | 15,411 | | 4.9 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 18.0 | % 13.6 | — | % 13.9 | — | % 10.7 | — | % 9.4 | — | |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 14.7 | % 19.3 | — | % 30.0 | — | % 35.1 | — | % 39.5 | — | |

※昭和55年は不詳2名、平成2年は不詳52名、平成27年は不詳16名。

■人口の見通し（人口ビジョン）

表1-1(2)人口の推移(人口ビジョン)



3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

本市では、合併以降、行政改革大綱に基づき、各種の補助金や負担金、使用料や手数料等の見直し、組織機構の見直しや職員数の適正化など積極的な行財政改革に取り組んできており、財政の健全性を示す健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況である。

しかし、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、90%を上回る数値で推移し、財政の硬直化は改善されていない。主な要因として、社会保障にかかる扶助費※が年々増加していることが挙げられる。加えて、施設の更新時期等にあわせ、公共施設整備の充実に注力してきたこともあり、これらにかかる地方債の償還が本格的に始まり、今後、財政の硬直化がさらに進行することが見込まれる。

このような状況を踏まえ、令和5年9月に経営改善計画を策定し、将来に財政負担を先送りしない健全な財政運営を目指して、「基金の繰入に頼らない財政構造を構築する」、「償還元金の範囲内で市債借入を行う」という基本原則のもとに、事務事業の不断の見直しや積極的な歳入確保、総人件費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤の確立と行政運営の更なる効率化に努める。

※ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものとがあり、被扶助者に対して支給する現金やサービスのこと

■市財政の状況

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 22,139,724 | 23,822,960 | 33,365,513 |
| 一般財源 | 12,819,609 | 13,148,285 | 12,517,109 |
| 国庫支出金 | 3,361,251 | 3,454,645 | 8,159,829 |
| 県支出金 | 1,689,985 | 1,845,442 | 1,902,574 |
| 地方債 | 2,311,800 | 2,856,755 | 5,303,294 |
| うち過疎対策事業費 | 550,300 | 1,137,400 | 1,469,700 |
| その他の | 1,957,079 | 2,517,833 | 5,482,707 |
| 歳出総額 B | 21,238,813 | 22,480,765 | 32,316,565 |
| 義務的経費 | 10,570,982 | 10,626,089 | 11,312,359 |
| 投資的経費 | 3,579,981 | 3,772,500 | 7,490,694 |
| うち普通建設事業費 | 3,530,785 | 3,506,138 | 7,338,972 |
| その他の | 5,900,375 | 6,355,384 | 11,972,225 |
| 過疎対策事業費 | 1,187,475 | 1,726,792 | 1,541,287 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 900,911 | 1,342,195 | 1,048,948 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 103,309 | 143,595 | 106,075 |
| 実質収支 C - D | 797,602 | 1,198,600 | 942,873 |
| 財政力指数 | 0.39 | 0.38 | 0.39 |
| 公債費負担比率 | 18.3 | 17.2 | 17.9 |
| 実質公債費比率 | 13.9 | 8.3 | 9.2 |
| 起債制限比率 | - | - | - |
| 経常収支比率 | 92.5 | 86.2 | 98.0 |
| 将来負担比率 | 86.4 | 37.1 | 49.2 |
| 地方債現在高 | 24,037,033 | 24,178,530 | 30,368,588 |

(2) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準等の現況は、別表のとおりである。

今後、総合振興計画、過疎地域持続的発展計画などにより、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

■主要公共施設等の整備状況

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和2 年度末 |
|----------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改修率 (%) | 46.7 | 73.6 | 84.2 | 86.6 | 87.5 |
| 舗装率 (%) | 64.9 | 82.8 | 93.3 | 94.1 | 94.3 |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | 202,720 | 259,438 | 298,564 | 269,951 | 279,455 |
| 耕地 1ha当たり農道延長 (m) | 41.5 | 57.6 | 69.9 | 66.8 | 84.9 |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | 18,662 | 30,873 | 25,600 | 15,259 | 15,259 |
| 林野 1ha当たり林道延長 (m) | 3.4 | 5.5 | 4.5 | 3.1 | 2.4 |
| 水道普及率 (%) | 98.1 | 97.8 | 99.0 | 99.7 | 99.8 |
| 水洗化率 (%) | — | 44.8 | 65.4 | 77.1 | 86.7 |
| 人口千人当たりの病院、 診療所の病床数 (床) | 23.7 | 28.8 | 31.5 | 39.1 | 35.6 |

4 地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法に始まり、以降6次にわたって施行された過疎法に基づき作成された計画によって、産業振興、交通通信網の整備、生活環境整備など、高齢化・過疎化社会に適応し地域の特性を生かした取り組みを行い、生活における基礎的な条件整備を行ってきた。

しかしながら、少子高齢化による人口減少に起因し、地場産業の衰退、地域活動の低迷、地域活力の低下など一層深刻なものとなり、過疎化は依然として進行している。

また、本格的な地方分権時代の到来をはじめ、共生・協働時代の到来、地球レベルでの環境悪化、高度情報化・国際化の一層の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、住民ニーズの多様化など、社会・経済情勢は大きく変化している。

このような中、本市が目指すべきまちづくりについては、第三次指宿市総合振興計画（指宿市みらい創生総合戦略）の基本理念である「一人ひとりが生き生きと、明るい未来を育む」ことが何よりも求められている。

よって、みんなが好きになる！将来が楽しみになるまちを進めるため、6つの基本目標を踏まえ、それらを総括し、代表する将来都市像を以下に掲げる。

【基本理念】

○一人ひとりが生き生きと、明るい未来を育む

本市だけでなく、我が国においては、人口減少や少子高齢化がますます進み、持続可能なまちづくりが今まで以上に困難な時代になってきている。このような時代だからこそ、日々変化する社会情勢や私たちを取り巻く環境や課題を踏まえて、行政や市民、関係団体が互いにコミュニケーションを深めていく必要がある。そして、自助・共助の精神のもと、市民一人ひとりがより積極的にまちづくりに関わることがこれから指宿のまちづくりにとってとても大切なこととなる。その前提として、市民一人ひとりが「生き生きと」暮らすことができ、「明るい未来」を共に創造していくことが何よりも求められている。本市が持つ特色豊かな自然の恵みや、先人たちが紡いできた歴史や文化を貴重な財産として活かし、活力がある、明るいまちを目指すため、市民や行政が共有すべき基本理念を掲げる。

【将来都市像】

「みんなが好きになる！将来が楽しみになるまち」

本市は、年間350万人が訪れる県内有数の観光地で、砂むし温泉や魅力ある自然景観を多くの方が楽しんでいる。同様に、市民も大自然や温泉の恵みを享受し、暮らしている。市民だけでなく、本市を訪れる人も「好きになる」まちであり、共に「将来が楽しみになる」まちを目指すため、市民や行政が共有すべき将来都市像を掲げる。

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 人口の将来展望

令和2年2月に策定した「第二期指宿市人口ビジョン」における本市独自の将来人口推計に基づいた将来人口は、令和12年には33,790人、令和47年には国立社会保障・人口問題研究所の推計を約2,500人上回る19,500人以上を目指し、必要な施策を推進する。

② 将来展望を実現するための取り組み

人口の将来展望を実現するために、次のような取り組みを行うことが求められる。

■自然減少の抑制

高齢者の増加による死亡数の増加や出生率の低下が、本市の自然減少を引き起こす要因の一つであることから、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための環境整備に取り組み、出生率の上昇や出生数の増加を図る。

■若い世代の流出抑制・流入促進

若い世代の流出を抑制するために、地元企業へ就職を促したり、市外に向けて本市の基盤産業である農業や宿泊業等を中心とした就職を促すことで、市内から若い世代の人口流出を抑制するとともに、市外からの転入者の増加を図る。

■地域の特徴を生かした地域産業の活性化

農業や宿泊業等の基盤事業を持つ本市では、地域の特色を生かした産業の活性化を図ることが、新たな雇用を生み出し、若い世代の人口定着や市外からの転入による人口増加や交流人口の拡大、さらには地域内の経済循環を高めることに繋がる。地域の特色を生かした産業の活性化を図ることで、地域内の安定した雇用を生み出し、人口減少の抑制に向けた好循環の流れを作ることが重要である。

(2) 地域の実情に応じた持続的発展のための基本となる目標

人口目標を達成するには、本市の多様な地域資源を活用し、“基幹産業の創出（しごとの創出）”や“暮らしやすさ（まちの創造）”を強化するなど、市の魅力を向上させ、地域間の競争に打ち勝っていく「攻めの地域経営戦略」が肝要であることから、基本となる4つの目標を定め、推進する。

| 基本目標 | 成果指標 | 数値目標（R12） |
|-------------------------------|----------------------|-----------|
| 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようになる | 市民納稅義務者数 (外国人を除く) | 13,148人 |
| “多彩”なつながりを築き、指宿への新しいひとの流れをつくる | 入込（日帰り・宿泊）観光客数 | 380万人 |
| 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 本市における出生数 | 148人 |
| ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる | 「本市に住み続けたい」と思う市民の割合 | 92.0% |

6 計画達成状況の評価

本計画の取り組みについては、毎年度の予算編成時に総合的な内部の評価及び効果検証を行う。

また、指宿市みらい創生総合戦略に掲げられている具体的な施策については、その効果を検証し、改善を図っていくため、基本目標ごとの成果目標を掲げるとともに、施策ごとに重要業績評価指数（KPI）を設定し、これらの具体的な数値目標に基づき、施策の効果を客観的に検証、改善を行っていく仕組み（P D C Aサイクル）を構築しながら、戦略を推進していく。

7 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「指宿市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、資産等の情報やコスト情報を正確に把握するとともに、本市が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定めるものである。また、基本方針に基づき、施設又は施設の類型に応じた「個別施設計画」を策定している。

本計画においても、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方に基づき、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。

なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備が「指宿市公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

【指宿市公共施設マネジメントの基本方針】

方針 1 公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図ります。

- ・ 既存施設の見直し及び複合化、縮減の検討
- ・ 公共施設（建築物）の単一機能での新規整備の抑制

方針 2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図ります。

- ・ 予防保全型の維持補修への転換

方針 3 公共施設等の効率的な管理運営を目指します。

- ・ 維持管理コストの最適化

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1 現況と問題点

(1) 移住・定住

本市では、現在、市内におけるU・I・Jターン者の定住を図るため、住宅の新築や購入にかかる費用の一部を助成する制度や、市内に両親や祖父母が住む移住者への助成、移住の下見に係る旅費等の一部を補助する制度、市内の空き家を活用した移住者と住まいのマッチングなどに取り組み、定住促進対策に努めており、移住者は増加傾向にある。

しかし、若年層の市外流出や出生数の減少による少子高齢化や過疎化により、移住者数を大きく上回って人口減少が進んでいるのが現状である。

近年、感染症の感染拡大、全国各地での大規模災害の発生などによる防災意識の高まりなど様々な要因により、ライフスタイルの変化や、テレワーク※、リモートワーク※、ワーケーション※、二地域居住など、働き方の多様化が進んでいる。また、自然志向の高まりや、いわゆる田舎暮らしや地方との関わりを求める人が増えつつあることから、そういう人々のニーズを捉えながら、関係人口を増やす取り組みを図るとともに、本市の温暖な気候と豊富な温泉、豊かな食など、本市ならではの魅力を活用した更なる移住・定住者の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

(2) 地域間交流

高速交通網の整備や目覚ましい情報化の進展に伴い、ヒト・モノ・情報の交流活動はますます活発になっている。

本市では、熊本県人吉市、北海道千歳市、オーストラリア・ロックハントン市と姉妹都市盟約を結び、児童生徒の相互交流や職員派遣など相互に活発な交流を行っている。

また、いぶすき菜の花マラソン大会、いぶすき菜の花マーチ、いぶすきフラフェスティバルなどのイベントを通じた交流や、地元の素材を生かした体験型観光での交流を図っている。

(3) 共生・協働の人材育成

人口減少や高齢化、世代間格差や考え方の多様化などにより、地域の組織力の低下、人材の減少、地域内の連携やコミュニケーションの衰退などが懸念されている。これらの状況は、地域住民主体の地域運営の妨げにも繋がる恐れもあるため、地域住民が地域づくりの意識を持つような取り組みをする必要がある。

※ テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと

※ リモートワーク

オフィスには行かず自宅等で業務を行うこと

※ ワーケーション

ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でリモートワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと

また、地域の活性化のためには、地域に暮らす多様な個々の人材を生かし、行政や事業者と連携した取り組みが必要である。

そして、生涯学習・社会教育の最大の目的は「人づくり」、つまり「よき個人」「よき職業人」「よき家庭人」「よき地域人」を育成することである。したがって、自ら学びたいテーマあるいはその校区特有の地域課題に対応する「要求課題型」の講座のみならず、市や県、日本、世界を取り巻く諸課題又は現代的課題或いは合意形成や対話に係る技術習得に関する「必要課題型」の講座を充実し人材育成機能を更に強化していくことが必要である。

2 その対策

(1) 移住・定住

本市では、U・I・Jターン者が本市に住宅を新築または購入した場合、定住促進助成金を交付している。また、市内に両親や祖父母が住む移住者への助成や、移住の下見に係る旅費等の一部を補助する制度、市内の空き家を活用した移住者と住まいのマッチングなどに取り組むなど、定住人口増とコミュニティの活性化を図っている。

また、市外の人々が本市へ移住・定住しやすいような支援策等の充実を図り、多様化する働き方に対応するために、フリーランス^{*}等が働きやすい環境整備を推進している。

今後もホームページやSNS、広報紙等を活用して、定住促進制度等について広報を行い、広く事業の周知を図る必要がある。

(2) 地域間交流

各種交流事業の体制や事業内容を充実させるとともに、既存の施設の有効活用を進め、様々な交流人口の増加を促進する。また、姉妹都市との交流活動の一層の促進と、いぶすき菜の花マラソン大会などのスポーツイベントの充実を図り、地域間の交流を図る。

特に、「道の駅いぶすき」、「道の駅山川港活お海道」等を拠点として、地元農産物や特産品の販売、歴史・文化などの情報の発信、イベントの開催を行い、都市住民との交流を図る。

また、本市は薩摩半島の最南端に位置し、南に開かれているという地理的な特性を有しており、これら的情勢を踏まえて、農林水産業や観光産業などの経済的な交流・連携はもちろんのこと、学術・文化・スポーツ・環境などの分野においても相互に協力しながら連携を深め、アジア圏域をはじめとした海外との交流を意識したまちづくりを進めること。

※ フリーランス

特定の企業や団体、組織に属しておらず、自らの技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主もしくは個人事業法人

(3) 共生・協働の人材育成

市民の様々なアイデアや活動意欲を行動へとつなげるため、地域の課題解決やまちづくりを進めていくための「共創の場づくり」を推進する。

Society5.0^{*}のデジタル技術を活用することで、地域の課題を解決・改善を行い、快適で住みやすい地域づくりを目指す。

また、地域や本市の課題解決のための学びの場として生涯学習講座や公民館講座、人づくり出前講座の充実を図るとともに、地域女性団体連絡協議会やPTA連合会、子ども会育成連絡協議会などの社会教育団体への指導助言機能を強化し、その再興・活性化を図るとともに、青少年育成推進員や少年育成センター補導委員の充実を図ることで、まちづくりを主体的に担う人材の育成を図る。

* Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (2) 地域間交流 | 姉妹都市等交流事業 | 指宿市 | |
| | | 定住促進対策費 【事業内容】 移住に係るお試し滞在の旅費補助や移住支援金の交付を行う。 【必要性】 移住者の負担軽減と移住・定住を促すために必要である。 【事業効果】 定住促進が図られる。 | 指宿市 | |
| | | Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業費 【事業内容】 移住に係るワンストップ窓口として設置し、移住相談等に対応する。 【必要性】 移住・定住を促すために必要である。 【事業効果】 定住促進が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 定住情報発信強化事業 【事業内容】 移住・定住情報の広報用ツールの整備及び発信を行う。 【必要性】 移住希望者へ本市をPRするために必要である。 【事業効果】 定住促進が図られる。 | 指宿市 | |
| | 人材育成 | 共生・協働支援事業 【事業内容】 自治会、ボランティア団体、NPO法人等が、ともに協力し支え合う地域活動を支援する。 【必要性】 情報の交流及び発信、相談・手続対応等を行うために必要である。 【事業効果】 地域が支え合いながら、地域課題に連携・協力して取り組む地域社会づくりが図られる。 | 指宿市 | |
| | | 市民活動補償事業 【事業内容】 市民主体の公益活動を対象とした市民活動補償制度(保険)への加入を行う。 【必要性】 安心してボランティア活動等に参加できる環境づくりを行うために保険加入が必要である。 【事業効果】 市民活動の健全な発展と地域社会の振興が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 共創の場づくり事業 【事業内容】 市民の様々なアイデアや活動意欲を行動へと繋げるため、市民の集う場を作り、活動に伴う知識向上のための各種講座等を実施する。 【必要性】 人材の発掘及び育成をするために必要である。 【事業効果】 地域づくりの中心的な役割を担う人材の発掘、育成が図られる。 | 指宿市 | |
| | その他 | 空き家活用推進事業 【事業内容】 移住希望者と空き家のマッチング及び地域主体の空き家活用の促進を行う。 【必要性】 空き家活用の促進及び定住促進のために必要である。 【事業効果】 空き家問題の解消や定住促進が図られる。 | 指宿市 | |
| | | | | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第3章 産業の振興



1 現況と問題点

(1) 農業

本市の農業は、温暖な気候と豊富な水資源や温泉熱、基盤整備された広大な農地といった有利な条件を生かし、そらまめ、実えんどう、スナップえんどう、オクラ等の野菜をはじめ、花き・観葉植物、果樹、葉たばこ等の生産や畜産が盛んに行われている。特に野菜や畜産の農業産出額は九州で上位に位置し、市内総生産額においても、全体の一割を占める重要な産業である。

国内における農産物や食品に関しては、消費者の低価格志向が続く一方で、今後は本格的な少子高齢化や人口減少に伴い、消費の減少が見込まれている。また、単身世帯や共働き世帯の増加といった社会構造やライフスタイルの変化が進む中で、食の外部化※や簡便化、安心・安全な食への需要が高まっている。

加えて、急速な経済成長を続けるアジア諸国など海外需要やインバウンド需要など、新たな局面を迎えており。このような消費者ニーズの変化に対応し、農業産地として生産を維持・拡大していくためには、食品関係事業者等を含む他産業関係事業者と連携し、変化に即した生産体制やフードバリューチェーン※を構築する必要がある。

また、環境保全への国際的な関心が高まる中、国は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)を制定しており、本市でもこの理念に基づき、持続可能で環境にやさしい農業への転換を進める必要がある。

さらに、地球温暖化や異常気象などによる農業被害、病害虫の発生増加、資材・飼料の高騰が経営を圧迫し、生産基盤の縮小が懸念される中、今後10年程度の間に、農業者の一層の高齢化と減少が加速することが見込まれており、農業生産における基礎的資源である良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効活用、次世代への継承など、地域計画の実現に向けた取り組みが急務となっている。

今後、本市の農業が基幹産業や成長産業として持続的に発展していくためには、効率的で安定した農業経営・農業構造へ転換していくほか、本市の有利性を生かした営農体系の構築をさらに推進し、他産地との差別化を図ることにより、農家所得の向上につなげる必要がある。

※ 食の外部化

高齢化の進行、単身世帯の増加、女性の社会進出、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられ、これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品や惣菜、弁当といった中食の提供や市場の開拓等に進展がみられており、こうした動向を総称して食の外部化という

※ フードバリューチェーン

農林水産物の生産から製造・加工、流通、販売、消費に至る各段階のそれぞれを支えるすべての活動(生産工程管理・労務管理等)の付加価値を連鎖として捉える考え方(各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより構築される、食を基軸とする付加価値の連鎖)

一方、農山村地域、特に中山間地域においては、少子高齢化や人口減少が先行して進行しているが、農山村地域は、農業をはじめとする様々な営みにより地域住民が生活していると同時に、国土保全や水源のかん養※、人々に安らぎを与える景観、生物多様性、文化伝承といったような多面的機能を備えている。近年、「田園回帰」による人の流れも全国的広がりをみせており、農山村地域の持つ価値や魅力が再評価されてきている。

(2) 林業

本市の森林面積は 5,980ha で、市総面積の 40%を占めており、民有林率は 88%である。そのうち、スギやマツ、ヒノキを中心とした民有林人工林面積は 3,144ha (59%) で、森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の持続的な利用を確保していくため、除間伐や保育を適切に実施していく必要がある。

一方、近年、木質バイオマス発電※施設や木材加工施設の建設などによる木材需要の増加要因も発生しており、更なる魅力的な林業振興発展の追い風となるものととらえ、森林環境譲与税※を活用した森林経営管理制度※の推進や高性能機械の導入、林業専用道の整備などによって、施業集約化及び効率化を積極的に推進するとともに、皆伐を行う森林については森林機能の保持及び林業の継続的発展を図るため、再造林を推進する必要がある。

また、松くい虫の被害を受けた地域では抵抗性マツや広葉樹へ、スギやヒノキの育成に適さない地域においてはクヌギやカシなどの広葉樹への樹種転換を図る必要がある。

森林は、地域における景観を保ち、森林浴や野外レクリエーションなどの憩いの場としての人との共生の森林として、あるいは本市の水源地である池田湖や鰻池への水源かん養林としての機能を有している。特に、海岸線沿いの松林は、住宅や農地に対する防風・防潮などの保安機能を有していることから、松林の保護・再生に努めなければならない。

(3) 水産業

本市の水産業は、3漁協で形成され、第3種漁港である山川漁港を水揚げ港とした、遠洋・近海のカツオ漁と、指宿漁業協同組合・山川町漁業協同組合・かいゑい漁業協同組合の沿岸・沖合漁業の一本釣り、刺し網、曳網、定置網漁等が中心に行われているが、漁業就業者の高齢化や減少が続いていることから、水揚げの減少も続いている。

水産資源が限られ、経営規模が小さく生産性が低いため、今後も継続した魚礁の設置や藻場造成等の取り組み、つくり育て管理する資源管理型漁業を推進するため、稚魚の

※ かん養

土壤に水を浸みこませ、地表の水が地下浸透して帶水層に水が供給されること

※ 木質バイオマス発電

間伐材などの山林未利用材を破碎したものを燃料とし、発生した熱で蒸気を作り、その蒸気の圧力でタービンを回して発電すること

※ 森林環境譲与税

森林経営管理制度に合わせて施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいて県及び市町村に交付される。主に森林整備、木材利用のための財源として活用される

※ 森林経営管理制度

平成31年4月1日に施行された森林経営管理制度に基づいた新しい制度。適切に管理されていない人工林を対象に、森林所有者と認定林業事業体の仲介役を市町村が行うことで、適切な経営管理の促進を行うもの

放流等の取り組みを継続し、漁場の育成と資源の維持・増大を図りながら漁業者の所得向上を図っていかなければならない。

藻場造成の取り組みは、新しい動きも見られ、山川町漁業協同組合の活動が環境省の自然共生サイトに認定され、また、地球温暖化対策の取り組みとして、ブルーカーボンの取り組みも始まり、活動に広がりが見られる。

山川漁港内などで行われている海面養殖業では、カンパチなどが養殖されているが、漁場環境の悪化防止のため、赤潮対策や漁場診断を行うなど、漁場環境の保全を図る必要がある。

内水面養殖業は、ウナギやエビをはじめとした甲殻類等の陸上養殖が行われ、新たにサーモンの陸上養殖も始まっている。

水産加工業は、伝統的にかつお節を主に練り製品加工、塩辛、塩干加工業などが行われており、近年は家庭用加工商品の開発・製造も盛んになり、H A C C P^{*}による衛生管理に取り組んでいる。

平成6年に保税蔵置場^{*}の設置許可を山川町漁業協同組合、山川水産加工業協同組合及び横浜冷凍（株）の3社が受け、輸入カツオの比重が増し陸路搬入が減少することで、かつお節製造業者の負担の軽減が図られてきたところであるが、原材料の約1割弱を陸送に頼っており、その負担はいまだに大きい。

平成25年に山川漁港が無線検疫対象港^{*}として指定されたことから、今後はさらに海外まき網船や輸入運搬船の誘致活動に努め、かつお節原料の安定供給を図ることが必要である。

令和6年のかつお節生産量は6,365t、108.6億円で約300名を雇用する本市の基幹産業であるといえるが、生産量、雇用者数ともに減少傾向にある。

各漁港においては、漁村が持つ豊かな地域資源を活用した漁港・漁場環境の整備を推進するため、鹿児島県漁港漁場整備長期計画に基づき施設整備を進めていく必要がある。また、施設の老朽化対策等を行い、機能保全・長寿命化を図る必要がある。

漁港漁村の有する多面的機能の重要性が高まっていることから、これらについて市民の理解を促していく必要がある。近年、漁港利活用の新たな可能性として、「海業^{*}」の取り組みが活発になってきている。

「道の駅いぶすき」、「道の駅山川港活お海道」は、海産物・水産加工品の生産者と消費者をつなぐ重要な拠点となっていることから、施設の利用度を高める工夫について検

※ H A C C P

英語：Hazard Analysis and Critical Control Point の略。（危害分析・重要管理点）食品安全上重要な危害要因（有害な微生物や化学物質等）を同定し、評価し、制御するシステム。H A C C Pは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている

※ 保税蔵置場

税関長の許可を受け、外国からの輸入品を税関の輸入許可が得られていない状態で、関税の徴収を一時留保したまま保管できる民間所有の上屋や倉庫のこと

※ 無線検疫対象港

検疫法第17条第2項の規定により、船舶の長が第6条（入港前の通報）の規定に基づく入港前の通報を行なう場合に、船舶を入れようとする港を担当する検疫所長（支所・出張所長を含む。）に無線（電報など）を利用して行うことにより、入港が許される港のこと

※ 海業

水産庁が推進する施策で、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、地域の賑わいや所得、雇用を生み出す取り組みのこと

討する。「道の駅いぶすき」は、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した再整備を行い、「道の駅山川港活お海道」は大規模改修や建て替えなど施設の更新を検討する必要がある。

(4) 商業

市内の小売業はその大半を中小企業・小規模事業者が占めており、社会経済の変化に対応した活発な商業活動が展開できるよう、経営体質の強化やデジタル技術の活用などを図ることが必要となっている。

また、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化により、地域の商店街は、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など厳しい状況にある。

通り会等は、地域に根づいた商業の拠点として、移動手段を持たない高齢者などが容易に買い物をすることができ、交流を図ることができるという観点からも、商工会議所や商工会等の団体と行政、地域住民が協働して、既存商店街・商業施設の活性化を進める必要がある。

製造業においては、既存の二次加工品や伝統工芸品等に加え、6次産業化や農商工連携による地域資源を生かした新たな加工品の開発が進んでいるが、一方で、人手不足の影響で競争力の低下や利益の減少を招いている。

また、事業者や行政、商工会議所や商工会等が連携して、都市部や国外へ積極的に販売を進める取り組みを推進しているが、消費者ニーズのコア化や情報発信の多様化により、戦略的な販売の在り方が求められている。

(5) 観光

市域の3分の1を占める霧島錦江湾国立公園の雄大な自然景観は、これまで多くの観光客を魅了してきた貴重な財産である。しかしながら、観光関連施設の老朽化に加え、頻発・激甚化する自然災害により、来訪者の安心・安全な滞在環境が脅かされつつある。この状況を踏まえ、恵まれた自然や景観を次世代へ継承するとともに、誰もがその魅力を満喫できる環境を整備することが急務である。そのためには、環境保全と観光活用の両立を前提とし、多様化するニーズに応える滞在価値の向上を図ることで、持続可能な観光地づくりを実現することが求められている。

近年、国民の余暇の増大や価値観の多様化などにより、観光客のニーズが「物見遊山的な観光」から「体験・参加型観光」へ変わり、旅行形態も団体から小グループや個人へと変化してきている。

一方、交通機関の発達による日帰り圏の拡大と観光客のニーズの多様化により宿泊客は減少し、日帰り客が増えている。

そのような中、九州新幹線鹿児島ルートを利用した北部九州、中国、関西地区からの入込客の増大、更にアジア圏域、特に台湾、香港や韓国からの旅行客が増えてきた。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に感染症に対する安心・安全な受入体制の構築が求められている。観光に関わる需要が増す中、これらのニーズに応えつつ観光客の誘致促進を図るため、本市特有の自然・温泉・歴史・文化などの観光資源を生かしながら、滞在型観光地の形成を目指す必要がある。

さらに、景観整備により観光客が楽しさ、快適さを感じられるような付加価値の高い観光地としての質的な向上を図っていくことも重要となっている。

また、市民一人ひとりが、観光客を温かくもてなす体制づくりも求められている。

本市で販売される土産品等の相当数が市外で生産されたものである。市内の产品を使った土産品の販売や飲食品の提供は市内事業者の振興だけではなく観光客の満足度の向上にも繋がることから、新たな開発、販売はもとより既存商品のブラッシュアップなどが求められる。

(6) 情報通信産業

5G※やAI、ビッグデータ※解析など革新的技術により、多様なサービス提供が実現できる社会となっている。また、コロナ禍を契機にテレワークやオンライン会議など、働き方においても、デジタル技術を活用し変貌している。本市では、情報通信産業を生業とする事業者はほとんど見られず、都市部と比べると、インフラ整備の遅れや少子高齢化に伴うデジタルデバイド※、サイバーセキュリティ対策が課題となっている。近年では、超高速ブロードバンド※の整備やIoT※、ICT※などは必須のインフラとなっており、場所にとらわれずに仕事ができるようになったが、ビジネスにおいては、これらを利活用できる専門知識を有する人材の育成・確保が必要である。

(7) 企業誘致

本市の工業は食料品や飲料などの消費関連製造業が多く、地域に密着した業種が育っているが、経営基盤の弱い中小企業がほとんどで、雇用・就業の場が少ないことが課題である。

本市においては、地理的条件や道路事情等から企業立地が図られず、新規学卒者の雇用の受け皿になるような就業先が少ないとことから、大半が市外へ流出している現状があり、本市の人口減少と過疎化の要因となっている。

※ 5G

第5世代移動通信システム

※ ビッグデータ

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群

※ デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

※ ブロードバンド

電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境

※ IoT

英語：Internet of things の略。「モノのインターネット」あらゆる物をインターネットに接続すること

※ ICT

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと

2 その対策

(1) 農業

本市の農業生産条件の有利性（気候・土壤・畑かん等生産基盤）を生かしながら、将来にわたって農業の成長産業化を図っていくため、高齢化やライフスタイルの変化、海外需要やインバウンド需要の進展を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化に対応した農畜産物や農産物加工品等の生産、開発、流通及び販売体制の確立を推進する。

また、消費者ニーズを踏まえた安全・安心な農畜産物の生産振興やブランド化により、産地間競争力の向上を図るため、園芸作物においては、持続的な地域農業の発展に必要なIPM^{*}技術やスマート農業の推進、農家の所得向上に向けた新たな農業技術普及と農家指導の充実を図る。畜産においては、家畜伝染病防疫対策や畜産クラスター事業等を活用し、経営の安定・規模拡大、ローン等を活用した作業の効率化等による自給粗飼料の確保対策や環境保全対策を推進する。

さらに、食と農の深化につながる施策を核とし、多様な主体と連携しながら農業のグローバル化、6次産業化、食育・地産地消等に関する取り組みを推進するほか、効率的かつ安定的な農業経営への転換を図っていくため、経営感覚をもった人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人などの経営形態の別にかかわらず、担い手農家（認定農業者[※]、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農等）の育成・確保を進めるとともに、地域農業経営基盤強化促進計画に基づき、担い手農家への農地の集積・集約化を推進する。

農業生産基盤の整備については、地域の気候風土に適した農業生産基盤の整備や国土強靭化の観点からの農業水利施設の長寿命化等を推進するとともに、農地や農道の保全に努め、畑かん施設更新事業や農村地域防災減災事業等を活用した基盤整備を進める。また、地域住民共同で行う農業・農村の有する多面的機能を支える活動等への支援を拡充する。

農山村の振興については、農山村の多様な地域資源と他分野との組み合わせにより、農山村地域における新たな価値を創出し、地域住民の所得と雇用機会を確保するほか、中山間地域をはじめとした農山村地域に人が住み続けるための環境づくりを推進する。併せて、農山村地域への市民の関心を高め、交流人口や関係人口を増やしながら広域的に支える新たな動きや活力を生み出す取り組みを推進する。

(2) 林業

地域内の環境保全、保安林の保全を進めるとともに、水源かん養など森林のもつ公益的機能の充実を図る面からも森林の維持・保全は重要であることから、除間伐、主伐並

※ IPM

英語：Integrated Pest Management の略。総合的病害虫、雑草管理の略称で、利用可能なすべての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、科学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫、雑草の発生を抑える技術

※ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市町村等から認定された農業者

びに再造林及び樹種転換などを推進する。また、特用林産物の産地作りに向けた取り組みを推進する。

海岸沿いの保安林における防風・防潮機能の保持、主要観光地に相応しい景観の保持等を図るため、松くい虫防除、被害木の伐倒駆除及び抵抗性マツの植林・保育によって、松林の保全及び再生を実施する。

また、林道整備や治山事業は、森林環境を守るための維持管理を進める上で欠かせないものであることから、今後も事業の推進を図る。

(3) 水産業

稚魚の放流など自らがつくり育てる漁業を積極的に取り組むとともに、水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立するスマート水産業への取り組みを推進する。

また、鹿児島県水産技術開発センターとの連携を図りながら、養殖技術の高度化や新たな魚種の導入、水産資源維持・増大のため藻場干渉の保全活動など漁港漁村の有する多面的機能を増進するための事業を推進する。

水産加工業については、6次産業化やHACC Pによる衛生管理への対応を引き続き支援するとともに、水産加工品と農産物などの複合製品化や直売体制の充実を進めて、付加価値の向上を図り地元特産品の販売を促進する。

かつお節原料の地元調達増大と港勢の浮揚を図るため、山川町漁業協同組合、山川水産加工業協同組合と連携を図りながら外来漁船の誘致を積極的に推進する。

漁業の生産基盤である漁港や漁場については、鹿児島県漁港漁場整備長期計画に基づき整備を行なうと共に、計画的な維持管理によりライフサイクルコスト[※]の低減を図る。さらに、漁船の大型化に伴うかつお節原料安定供給のための漁港整備や高度な衛生管理、原材料の安定的な確保を目的とした施設整備の促進に努める。

「道の駅いぶすき」、「道の駅山川港活お海道」の管理・活用や再整備等により地元特産品の販売促進や、生産者と利用者の交流促進による農山漁村の活性化を推進する。

(4) 商業

既存商店街・商業施設の活性化のため、商工会議所や商工会、商店街等と連携を図りながら、助成制度の充実、商品券事業の実施、イベント等の開催、地域の特性を生かした郷土料理や土産品等の開発・販売、空き店舗の有効活用など、にぎわい創出に向けた支援を行う。併せて人材育成やデジタル化、金融支援など経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努める。

製造業においては、人手不足解消に向けた新規学卒者の地元企業への定着や外国人労働者の活用、生産性向上への取り組みを行うとともに、市外への販売促進に向けた情報収集や商品の開発・改善、国内外での販売促進や商談会への参加を促す。

※ ライフサイクルコスト

英語：Life cycle cost 建設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）および解体処分までの建物の生涯に必要な総費用

併せて、事業者負担の大きい商品開発からマーケティングまでの取り組みについて支援強化を行うとともに、広告媒体等を活用した事業を展開し、本市産品の知名度の向上に努める。

創業・起業支援については、商工会議所や商工会、金融機関など関係機関とのネットワーク化により、総合的に支援することで地域経済の振興と雇用の創出を図る。

(5) 観光

選ばれる観光地を目指すため、従来型観光のリブランディングに取り組み、他の観光地との差別化を図り、新たな価値・観光スタイルの再構築が必要である。そのために、地域食材を活用した食の提供や、独自性のある体験コンテンツの磨き上げ・開発を推進するとともに、行政や観光業界が一体となった情報発信・PRを積極的に取り組む。また、地域内外の地域資源と連携し、テーマやストーリー性を持たせることで、滞在したくなる魅力を創出し、誘客に向けた仕掛けづくりに努める。さらに、観光で訪れた方が来訪後も持続的な関わりを持ちたくなるコアな指宿ファンを獲得していく取り組みも促進していく。

老朽化がみられる公共観光拠点については、施設の計画的な更新や長寿命化を検討する。併せて接遇の向上や情報発信を強化し、市民や観光客が安全かつ快適に過ごせる環境を整え、満足度の向上を図る。

また、国直轄事業として実施されている指宿港海岸の砂浜再生・侵食対策に併せ、背後地に緑地等の整備を行い、訪れた観光客と市民に憩いと安らぎを与える空間づくりを目指す。

いぶすきフットボールパークを中心としたスポーツ施設を活用し、スポーツコミュニケーションいぶすき等と連携し、更なるスポーツ団体等の大会・イベント、合宿・キャンプなどの誘致を図り、交流人口の拡大による地域・経済の活性化を推進する。

こうした取り組みと並行して、観光客への情報提供や広報・宣伝活動を充実するとともに、JR九州や関係自治体等とも連携し、市内に点在する景勝地や観光施設を結ぶ交通ネットワークの構築を図る。

さらに、今後、増加が見込まれるアジア圏域をはじめとする外国人観光客誘致に向け、現地での誘致活動などに積極的に取り組むとともに、温泉施設等の更なる充実、案内板やパンフレットの外国語表記、通訳ガイドの育成など、行政、民間一体となって国際的な観光保養地づくりを進める。

(6) 情報通信産業

革新的なデジタル技術の活用や情報インフラの拡充により、全国的に都市部から離れた地方への情報通信産業のサテライトオフィス※を設置する企業が増えている。また、テレワークやオンライン会議など、場所にとらわれずに仕事ができるようになったが、ビジネスにおいては、これらを有効に利活用できる知識を有する専門人材の育成・確保が必要である。

※ サテライトオフィス

本社など企業・団体の中心的な拠点から離れて働く場所

また、フリーランスなど働き方の多様性が普及する中で、コワーキングスペースなどの需要が高まっている。

これらのオフィス等の誘致や設置の可能性についても、他産業と同様に、関係機関と連携しながら、情報通信産業の振興に努める。

(7) 企業誘致

本市への企業の進出による雇用の拡大、新規学卒者の地元定着を図るため、農業・水産業・観光といった本市の特色ある豊富な地域資源を活用し、定着できる企業の誘致や起業を促進するとともに、新産業の育成についても、関係機関と連携を図りながら、調査研究に努める。

地場産業経営の合理化と設備の近代化を進めるため、「指宿市工場等設置奨励条例」やふるさと融資制度等の優遇制度の積極的な活用を図る。

また、県や関係機関と連携し、情報収集に努めるとともに、立地条件などの広報活動を展開し、企業誘致を推進する。

製造業やインターネットを活用したソフトウェア産業等の誘致についても、関係機関と連携しながら、企業誘致に努める。

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|---|---------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | 農村地域防災減災事業 | 鹿児島県 | |
| | | 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)負担金 (南薩地区) | 鹿児島県 | |
| | | 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 第一南薩地区負担金 | 鹿児島県 | |
| | | 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 第二南薩地区負担金 | 鹿児島県 | |
| | | 基幹水利施設管理事業 | 鹿児島県 | |
| | | 農地整備事業負担金(通作・保全)(指宿地区)負担金 | 鹿児島県 | |
| | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金(大園原地区) | 鹿児島県 | |
| | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業(開闢土地改良区)負担金 | 鹿児島県 | |
| | | 南薩地区畑地かんがい更新事業 | 国 | |
| | | 土地改良施設維持管理適正化事業(施設整備補修)南薩地区負担金 | 南薩土地改良区 | |
| | | 土地改良施設維持管理適正化事業(施設整備補修)指宿地区負担金 | 南薩土地改良区 | |
| | | 土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能強化対策)指宿地区負担金 | 南薩土地改良区 | |
| | | 畠久保線農道改良工事 | 指宿市 | |
| | 林業 | 活動火山周辺地域防災林業対策事業(原木しいたけ, 枝物) | 鹿児島県 | |
| | | かごしまの竹で育む産地づくり事業(たけのこ, 竹材) | 鹿児島県 | |
| | | かごしまの特用林産物産地づくり事業(原木しいたけ, 枝物, 木炭・竹炭, その他きのこ類など) | 鹿児島県 | |
| | 水産業 | 広域漁場整備事業(魚礁設置負担金) | 鹿児島県 | |
| | (2) 漁港施設 | 今和泉漁港改修事業 | 鹿児島県 | |
| | | 山川漁港改修事業 | 鹿児島県 | |
| | | 川尻漁港改修事業 | 鹿児島県 | |
| | | 漁港管理費 | 指宿市 | |
| | (3) 経営近代化施設 農業 | 活動火山周辺地域防災営農対策事業費 | 受益者 | |
| | (4) 地場産業の振興 流通販売施設 | 道の駅再整備事業 | 指宿市 | |
| | (7) 共同利用施設 | 商店街振興共同利用施設整備事業 | 指宿市 | |
| | (9) 観光又はレクリエーション | 池田湖周辺観光施設整備事業 | 指宿市 | |
| | | 観光情報サイトチャットボットシステム使用料 | 指宿市 | |
| | | デジタルサイネージクラウドサービス等利用料 | 指宿市 | |
| | | ふれあい公園備品購入費 | 指宿市 | |
| | | 山川・開闢地観光地等維持管理費(備品購入) | 指宿市 | |
| | | 池田湖親水公園整備事業 | 指宿市 | |
| | | 池田湖遊園地内複合遊具改修事業 | 指宿市 | |
| | | 魚見岳自然公園遊歩道整備事業 | 指宿市 | |
| | | ヘルシーランド温泉保養館温泉井掘削設計業務委託 | 指宿市 | |
| | | ヘルシーランド温泉保養館温泉井(代替井)掘削工事 | 指宿市 | |
| | | ヘルシーランド温泉保養館温泉井廃坑工事 | 指宿市 | |
| | | レジャーセンターかいもん解体設計業務委託 | 指宿市 | |
| | | レジャーセンターかいもん解体工事 | 指宿市 | |
| | | レジャーセンターかいもん新築工事監理業務委託 | 指宿市 | |
| | | レジャーセンターかいもん新築工事設計業務委託 | 指宿市 | |
| | | レジャーセンターかいもん新築工事 | 指宿市 | |
| | | レジャーセンターかいもん新築工事監理業務委託 | 指宿市 | |
| | | ふれあい公園管理事業ログハウス屋根改修工事 | 指宿市 | |
| | | ふれあい公園再整備事業 | 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---|--|-------|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 | <p>海外まき網船入港船員奨励事業 〔事業内容〕 山川漁港に海外まき網船を誘致するため、山川漁港で水揚げをした海外まき網船の船員に対し地元商品券を給付する。 〔必要性〕 鰯節や水産加工品の原料を水揚げする海外まき網船の入港を確保するために必要である。 〔事業効果〕 海外まき網船の入港が増え、加工原魚の安定的な供給が図られるとともに地元経済の活性化が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | かつお漁船誘致事業 〔事業内容〕 海外まき網船を誘致するためトップセールスを行う。 〔必要性〕 海外まき網船の誘致は、加工原魚確保や地元経済の活性化のため必要である。 〔事業効果〕 加工原魚の安定的な供給が図られるとともに、入港に伴う地元経済の活性化が図られる。 | | 指宿市 | |
| | 農業近代化資金利子補給事業 〔事業内容〕 農業近代化資金を貸し付けた機関に対し、農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。 〔必要性〕 農業者が資本整備の高度化を図る際の負担を軽減するために必要である。 〔事業効果〕 農業者の設備が高度化され経営が近代化される。 | | 指宿市 | |
| | 農業経営基盤強化資金利子補給事業 〔事業内容〕 農業経営の基盤強化を図るため利子助成金を交付する。 〔必要性〕 農業者の経営基盤強化を図る際の負担を軽減するために必要である。 〔事業効果〕 農業者の経営基盤の強化が図られる。 | | 指宿市 | |
| | 大家畜経営維持緊急支援資金利子補給事業 〔事業内容〕 畜産経営維持緊急支援資金を貸し付けた機関に対し、利子助成金を交付する。 〔必要性〕 畜産農家の経営基盤強化を図る際の負担を軽減するために必要である。 〔事業効果〕 畜産農家の経営基盤の強化が図られる。 | | 指宿市 | |
| | 多面的機能支払交付金事業費 〔事業内容〕 水土里サークル活動の補助を行う。 〔必要性〕 農村地域の高齢化、過疎化による担い手不足、集落機能の低下が進行しており、地域ぐるみで行う共同活動への支援が必要である。 〔事業効果〕 農用地、水路、農道等の地域資源の良好な保全と質的向上が図られ、多用な参加主体間での協働が推進される。 | | 指宿市 | |
| 商工業・6次産業化 | 山川みなど祭り負担金 〔事業内容〕 山川みなど祭り開催に係る経費の一部を負担する。 〔必要性〕 水産業及び地域住民、商工業者が一体的に実施する山川みなど祭りは地域の活性化のため必要である。 〔事業効果〕 水産業及び地域住民・商工業者が連携し、漁港を中心とした街づくりの機運が高まる。 | | 実行委員会 | |
| | 鰯節产地入札会補助金 〔事業内容〕 鰯節の产地入札会開催に際してその運営費の一部を補助する。 〔必要性〕 产地入札会は全国から鰯節問屋が集まることから、売上増加、产地のPRのため重要な事業であることから支援が必要である。 〔事業効果〕 指宿鰯節の知名度と売り上げの増加が図られる。 | | 加工業組合 | |
| | 鰯節製造技術者養成補助金 〔事業内容〕 鰯節製造技術者の育成に係る経費の一部を補助する。 〔必要性〕 地域の主要産業であり、全国有数の生産量を誇る指宿鰯節の製造を担う技術者を養成することは鰯節製造業の発展のため必要である。 〔事業効果〕 指宿鰯節の製造に係る技術の伝承と後継者の育成が図られる。 | | 加工業組合 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------------|---|------|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化 | <p>漁業近代化資金利子補給事業 【事業内容】 漁業近代化資金を貸し付ける漁協に対し、漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。 【必要性】 漁業者が資本設備の高度化を図る際の負担を軽減するため必要である。 【事業効果】 漁業者の設備が高度化され経営が近代化される。</p> <p>つくり育て管理する漁業推進事業(指・山・開) 【事業内容】 漁業者が行う種苗放流などの取り組みに対して補助金を交付する。 【必要性】 本市においても水揚げの減少などが続いていることから、種苗放流など資源回復に向けた取り組みを継続する必要がある。 【事業効果】 減少した水産資源が回復し、水揚の回復が図られる。</p> <p>指宿市商工業制度資金利子補給助成金 【事業内容】 商工業者が制度資金を利用した場合に、融資総額の1%以内で利子を助成する。 【必要性】 融資に対する利子の一部を助成することにより、市内の商工業者の経営安定を図るために必要である。 【事業効果】 商工業者の負担軽減が図られる。</p> <p>いぶすき産業まつり負担金 【事業内容】 本市の産業発展を目的とした「いぶすき産業まつり」に対し負担金を拠出する。 【必要性】 市内の商工業・農林水産業の活性化を図り、市政発展に資するため必要である。 【事業効果】 商工業者のみならず、農林水産業者の事業意欲の向上が図られる。</p> <p>商店街活性化支援事業補助金 【事業内容】 商店街や通り会等が実施する各種イベントに対する補助金を交付する。 【必要性】 商店街等における来客数の減少や、空き店舗の増加に歯止めをかけるため必要である。 【事業効果】 商工業の活性化及び商店街への誘客が図られる。</p> <p>共通商品券発行事業補助金(指宿商工会議所) 【事業内容】 商工会議所が実施する商品券発行事業について、その経費等を補助する。 【必要性】 共通商品券により消費喚起を図り、市内の商工業者の経営安定を図るために必要である。 【事業効果】 消費喚起を促すことにより、商工業の活性化が図られる。</p> <p>共通商品券発行事業補助金(菜の花商工会) 【事業内容】 商工会が実施する商品券発行事業について、その経費等を補助する。 【必要性】 共通商品券により消費喚起を図り、市内の商工業者の経営安定を図るために必要である。 【事業効果】 消費喚起を促すことにより、商工業の活性化が図られる。</p> <p>商店街路灯維持費補助金 【事業内容】 商店街が管理する街路灯について、電気代の一部を補助する。 【必要性】 空き店舗の増加により、商店街会員の負担が増大することを防ぐため必要である。 【事業効果】 商店街への誘客や防犯、商工業者の負担軽減が図られる。</p> <p>商店街路灯設置補助金 【事業内容】 商店街が設置又は補修等をした場合に、経費の一部を補助する。 【必要性】 誘客や防犯のため街路灯を商店街が設置又補修する際の負担軽減を図るために必要である。 【事業効果】 商店街への誘客や防犯、商工業者の負担軽減が図られる。</p> | 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|--|-------|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光 | 公益社団法人鹿児島県観光連盟負担金 〔事業内容〕 同連盟が、本県における観光産業の振興と地域の活性化等に向けて行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 観光連盟 | |
| | | 鹿児島県観光誘致促進協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、国内および海外観光客等の鹿児島への誘致を積極的に行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 協議会 | |
| | | 鹿児島地区総合観光ガイドブック負担金 〔事業内容〕 同連盟が、市町村と協同で作成している「観光ガイドブック」作成事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 観光連盟 | |
| | | 指宿駅周辺を明るくきれいにする会負担金 〔事業内容〕 同会が、JR指宿駅並びにその周辺の環境整備及び美化活動を取り組むことへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 同会 | |
| | | いぶすきアロハのまちづくり推進運動実行委員会負担金 〔事業内容〕 同実行委員会が、フライイベントやアロハ着用実施などに関して行う各種事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 実行委員会 | |
| | | いぶすき菜の花マラソン大会実行委員会負担金 〔事業内容〕 同実行委員会が、1年で一番早い日本陸連公認として、開催するマラソン大会への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 実行委員会 | |
| | | いぶすき菜の花マーチ実行委員会負担金 〔事業内容〕 同実行委員会が、1月に菜の花を活かして実施するウォーキングイベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 実行委員会 | |
| | | 指宿温泉祭運営委員会負担金 〔事業内容〕 同運営委員会が、観光指宿の根源である温泉に感謝する祭を行っており、イベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。 | 運営委員会 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--|--------------------|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光 | <p>いわさき白露シニアゴルフトーナメント協賛金 【事業内容】 国内のシニアゴルファーが参加のもとで開催されており、イベントへの協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 実施企業 | |
| | 観光ガイドブック作成事業 | <p>【事業内容】 本市観光情報等を全国にPRとともに、観光誘致を図るために必要な観光ガイドブックの作成を行う。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | 指宿大好き体験運営事業負担金 | <p>【事業内容】 滞在型観光地としての中核となる事業として、主に教育旅行の受け皿となる体験型観光素材の提供事業への協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | (一社)いぶすき 観光デザイン | |
| | 鹿児島県四地区観光連絡協議会負担金 | <p>【事業内容】 同協議会が、相互の観光振興を図るとともに、鹿児島県観光の発展に寄与することを目的として実施する事業への協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 協議会 | |
| | 鹿児島県教育旅行受入対策協議会負担金 | <p>【事業内容】 同協議会が、本県への修学旅行誘致に関して実施する事業への協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 協議会 | |
| | 観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(一般) | <p>【事業内容】 同協議会が、かごしまの魅力を宣伝し、一層の観光客誘致に向けて実施する事業への協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 協議会 | |
| | いぶすき広域観光推進協議会負担金 | <p>【事業内容】 同協議会が、優れた観光資源の発掘や宣伝及び受入態勢整備のために行う事業への協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 協議会 | |
| | 指宿観光セールス事業 | <p>【事業内容】 観光商品の情報発信や、メディアを通じた広告宣伝、オンライン観光商談の実施・セールス活動等を実施する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> | 観光協会 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|--|--|----|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光 | <p>観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(重点戦略) 【事業内容】 同協議会が、本県への観光客誘致を図るために、重点的かつ戦略的に実施する事業への協力や負担金を拠出する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> <p>指宿観光大使PR事業 【事業内容】 本市を広く国内外に紹介していただける方々を「指宿観光大使」として委嘱し、PR用名刺を作成する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> <p>郷土会タッグロコミニ事業 【事業内容】 各郷土会役員の方々に、本市の魅力を伝えていただくことにより、誘客を図るために、PR用名刺を作成する。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> <p>指宿温泉旅館事業協同組合おもてなし事業補助金 【事業内容】 同組合が、年間を通じて、市民・諸団体と協力し、おもてなし活動等を実施していることに対して補助を行う。 【必要性】 本市の観光振興を図るうえで必要である。 【事業効果】 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。</p> <p>指宿地区美化協議会負担金 【事業内容】 霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)指宿地区内の清掃及び環境美化に係る事業費へ負担金を交付する。 【必要性】 国立公園利用者がもたらすゴミ等の廃棄物の収集、周辺の清掃や環境美化等を行つ必要がある。 【事業効果】 国立公園内の環境美化が図られる。</p> <p>建築物耐震化促進事業補助金 【事業内容】 建築物耐震対策緊急促進事業として実施される、耐震設計(改修・建替え)、耐震改修(改修・建替え・除却)に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行う。 【必要性】 不特定多数の者が利用する大規模建築物の地震に対する耐震性、安全性の向上を促進するために必要である。 【事業効果】 耐震性、安全性の向上が図られる。</p> | 協議会 指宿市 指宿市 同組合 美化協議会 指宿市 | |
| | (11) その他 | <p>農地中間管理事業</p> <p>水産多面的機能發揮対策事業</p> <p>観光PR用リーフレット増刷</p> <p>指宿駅前ポスター・ギャラリー用ポスター印刷</p> <p>ポケモンイーブイ周遊マップ増刷分</p> <p>広域観光交流推進事業(霧島・屋久島)</p> <p>観光コンシェルジュ設置事業</p> <p>自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会負担金</p> <p>訪日外国人旅行商品バス運行助成事業補助金</p> <p>いぶすき観光ネット(HP)運営事業</p> <p>外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金</p> <p>公益社団法人指宿市観光協会運営補助金</p> <p>イベント対応業務</p> <p>観光ガイドブック(海外向けパンフ)作成事業</p> | 指宿市 活動組織 指宿市 指宿市 指宿市 実行委員会 協議会 指宿市 同会 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|------------|----|
| 2 産業の振興 | (11) その他 | 指宿地域景観整備 | 指宿市 | |
| | | かいもん夏祭り実行委員会負担金 | 実行委員会 | |
| | | 九州オールドカーフェスタin指宿かいもん実行委員会負担金 | 実行委員会 | |
| | | 「開聞岳の日」企画委員会負担金 | 実行委員会 | |
| | | おいでよ！スポーツでいぶ好き元気プロジェクト事業 | 指宿市 | |
| | | 収入保険制度加入補助金 | 農業共済組合 | |
| | | 棚田地域振興事業費 | 指宿市 | |
| | | 食育・地産地消推進事業費 | 指宿市 | |
| | | 青果物生産出荷安定基金協会負担金 | 基金協会 | |
| | | 農業機械士会補助金 | 指宿市 | |
| | | クリーンアップいぶすき確立事業 | 指宿市 | |
| | | 全国和牛能力共進会出品対策事業(県単) | 指宿市 | |
| | | 全国和牛能力共進会出品対策事業(市単) | 指宿市 | |
| | | 畜産クラスター事業 | 協議会 | |
| | | 葉たばこ振興対策事業 | 指宿市葉たばこ振興会 | |
| | | 指導強化活動推進費 | 指宿市農林技術協会 | |
| | | 指宿市鳥獣被害対策実践事業(市単) | 指宿市 | |
| | | スマート農業推進事業費 | 協議会 | |
| | | 産地生産基盤パワーアップ事業費 | 受益者 | |
| | | 農地利用効率化等支援交付金 | 受益者 | |
| | | 環境保全型農業直接支払対策事業 | 受益者 | |
| | | 松くい特別防除事業 | 指宿市 | |
| | | 松くい虫伐倒駆除事業 | 指宿市 | |
| | | みんなの森林づくり県民税関連事業 (里山林総合対策事業) | 指宿市 | |
| | | 有害鳥獣捕獲事業費 | 指宿市 | |
| | | 森林經營管理事業費 | 指宿市 | |
| | | 耕地施設単独災害復旧費 | 指宿市 | |
| | | 林業振興費 | 指宿市 | |
| | | 機構集積支援事業 | 指宿市 | |
| | | 遊休農地再生事業 | 指宿市 | |
| | | 指宿港海岸埋立工事 $L=1,200m A=34,000m^2$ | 指宿市 | |
| | | 指宿港海岸緑地整備事業 $L=1,200m A=34,000m^2$ 人道橋2橋 | 指宿市 | |
| | | 港湾施設整備事業 | 指宿市 | |

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|---------------------|----|
| 市内全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～令和13年3月31日 | |

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

同章の「2 その対策」及び「3 計画」のとおり。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

本市観光の中核的役割を果たす施設については、「予防保全型管理」による適正な維持管理を行い、利用状況や老朽化等を総合的に勘案し、更新等を検討する。また、利用者が少なく、採算性の低い施設については、施設の設置目的や特性、利用状況等を勘案し、施設の統廃合や民間譲渡等を検討していく。

公園施設については、各公園に必要な施設であるため施設の統廃合や集約化は困難だが、今後、老朽化や利用状況等を総合的に判断し、更新等の検討を行う。

産業系施設については、各施設の設置目的や必要性などを整理した上で、複合化や統廃合を含めた検討を行う。

海岸・漁港施設については、「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第4章 地域における情報化



1 現況と問題点

(1) 情報通信

現在、5GやAI、ビッグデータ解析など技術革新が進んでいる。また、コロナ禍を契機に、テレワークやオンライン授業など、暮らしの中でデジタル技術を活用するシーンが増えてきている。

本市では、情報通信のためのインフラ整備について、令和3年度に池田及び利永交換局管内で超高速ブロードバンドを整備し、これにより市内全域で超高速ブロードバンドを利用できるようになっている。一方で、少子高齢化に伴うデジタルデバイド対策やデジタル技術に関連する人材の確保・育成のための専門人材、サイバーセキュリティ対策などについて、整備が必要である。

2 その対策

(1) 情報通信

革新的なデジタル技術の活用が進む中で、今後これらの前提となる情報通信基盤等の整備について、都市部と都市部以外の地域格差が生じないよう努める。

また、情報通信技術の活用については、地域産業、経済の活性化に重要な役割を果たすと考えられるため、専門知識を有する人材の育成・確保を行い、地域住民の誰もが、いつでも、どこでも、容易に情報の受発信や交流ができる環境の構築を目指す。

一方、産業面については、観光情報に係るホームページの充実を進め、特産品情報や観光情報を国内外に効果的に提供できる体制づくりを進める。

また、防災行政無線施設を適正管理するとともに、防災ラジオの市民への普及啓発を進めることにより、地域住民の安全を確保する。

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------------------|--------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設 | 高度無線環境整備推進事業 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市は、鹿児島空港から 86km、県都鹿児島市から 46km 離れた薩摩半島最南端に位置しており、県都鹿児島市とは、国道 226 号及び県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）でアクセスされているが、国道 226 号が片側一車線で幅員が狭く、交通量の増加を起因とする交通渋滞が問題となっており、輸送コストが高くなっている状況にあるため、災害時に備えた国道 226 号の代替道路の確保が課題となっている。

主要地方道としては、県道岩本開聞線等があり、近隣への幹線道路としての役割を果たしている。道路として必要最小限の機能は保たれているが、道路管理の合理化、良好な都市景観の確保などの観点を踏まえ、二次改良を行う必要がある。このことにより、安全で円滑な交通を確保することが望まれる。

市道は、令和 5 年 4 月 1 日現在において、実延長 574,614m、改良済 503,073m (87.5%)、舗装済延長 541,913m (94.3%) である。改良率、舗装率ともに県内平均値を上回っているものの、早急に改良・舗装しなければならない路線がある。これまでの過疎対策の推進により着実に改善されてきているが、地域の振興を図る上で必要不可欠であることから、引き続き、安全で信頼性の高い道路整備を進め、交通安全対策や道路環境の整備など道路の質的水準を高めるとともに、新規整備のみならず、将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

(2) 交通機関

本市の公共交通機関は JR 指宿枕崎線、路線バス、市内循環バス、予約型乗合タクシー及び山川根占フェリーが運行されている。

しかしながら、過疎化の進行に伴い、利用者は減少傾向にあり、また、特にバス・タクシー業界において運転手不足が顕著化していることから、民間事業者が経営する不採算の交通路線は、縮小や廃止の事態に陥っている。高齢者や交通弱者をはじめとする地域住民の円滑な移動に支障をきたしているとともに、本市を訪れる観光客の満足度低下にも繋がっている。

JR は通学や通勤、通院など住民の日常生活において重要な役割を果たしているが、自家用車の普及や少子化による学生数の減少などによって採算性が悪化し、列車の便数が以前より減ってきている。それに伴って、列車や施設の改善が図られないという悪循環になっている。

バス路線については、地域住民の日頃の生活や観光客の周遊に無くてはならないものであるため、国の制度を活用して維持補助金を交付するとともに、路線バスの空白地へ市内循環バスや乗合タクシーを運行させるなどして、地域住民や観光客の交通手段の確保に努めていく必要がある。

また、山川・根占航路については、平成23年3月から民間により運航されているが、それぞれが過疎地域である薩摩半島と大隅半島の南端を結ぶ重要な航路であることから、維持・存続に向けて取り組む必要がある。

2 その対策

(1) 交通基盤

道路・交通網は、産業活動や観光を支える重要な基盤であるとともに、市民生活を支える重要なインフラである。

そこで、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスのための国道226号や県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）、広域生活圏形成に必要な薩摩半島横断道路などの整備促進を図る。

また、広域農道については、広域的な農林水産品の物流促進や、災害時に備えた国道等の代替路線としても期待できることから、渋滞の解消や観光客の利便性の向上など、地域外との物流、交流の円滑化に向け、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスの向上を図る。

また、市内での活発な交流や本市の一体感を生み出すために、幹線となる道路・交通網の整備充実を図り、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網を確立する。

市道など生活関連道路については、現道の損傷、劣化等を把握し、効率的な維持管理に努めるとともに、地域住民の意向を取り入れながら、安全で信頼性の高い、高齢者や障害者等が安心して歩行できる道路の整備等安全で快適な道路環境づくりを促進する。

さらに、保養観光地として観光客の移動を容易にするとともに、市内の観光拠点の連携を促進するため、魅力ある観光ロードの整備を進める。

(2) 交通機関

交通網については、沿線住民・観光客等の利便性向上に向け、JRのダイヤ改正の要望や駅の整備・利用促進などに努めるほか、JR九州や関係自治体と連携し、観光特急の増結や在来線の増便など、JR指宿枕崎線の輸送力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。

また、市内の移動の円滑化を図るためにバス路線の維持・充実を図る。特に、市内循環バスや予約型乗合タクシーについては、地域住民の声を聞きながら、細やかな路線見直しを行い、気軽に利用できる交通手段として継続していく。併せて、待合環境の整備を行う。

山川・根占航路は、薩摩半島と大隅半島の産業振興や交流促進などに不可欠な航路であることから、両半島と連携して運航の維持・存続に向けて努力する。

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|-------------------|---------------------------|---|-------------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 道路 | 道路舗装新設改良事業 十二町海岸通り線未排水改良工事 L=338m 十二町海岸通り線道路改良工事 都市計画道路整備事業 橋梁長寿命化修繕事業 市道災害防除事業 林道維持費 | 指宿市 | |
| | 橋りょう | | | |
| | その他 | | | |
| | (3) 林道 | | | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 指宿市地域公共交通活性化協議会負担金 〔事業内容〕 交通弱者対策として運行する循環バスや、乗合タクシーに関する計画策定や事業実施のため協議会へ負担金を拠出する。 〔必要性〕 交通弱者、買い物弱者等の移動手段を確保するため公共交通を維持することは必要である。 〔事業効果〕 交通弱者等の移動手段が確保される。 | 協議会 | |
| | | 廃止代替バス補助金 〔事業内容〕 廃止代替バスの運行を支援し、地域住民の生活や観光客に必要な交通手段を確保するため、経費の一部を補助する。 〔必要性〕 交通弱者、買い物弱者、観光客等の移動手段を確保するため公共交通を維持することは必要である。 〔事業効果〕 交通弱者、観光客等の移動手段が確保される。 | 指宿市 | |
| | | 山川・根占航路運航推進協議会負担金事業 〔事業内容〕 海の国道である山川・根占航路の利用促進を図る目的で設置する協議会へ負担金を拠出する。 〔必要性〕 薩摩・大隅両半島の先端を繋ぐ山川・根占航路を維持するための陸上業務や利用促進事業を実施するため必要である。 〔事業効果〕 利用促進や、利用者の利便性の向上が図られる。 | 協議会 | |
| | (10) その他 | 駅簡易業務委託業務費 指宿枕崎線(指宿・枕崎間)の将来のあり方に関する検討会 議負担金 | 指宿市 検討会議 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

道路については、「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図り、「舗装修繕計画」に沿った計画的な維持管理を行う。

橋梁等については、適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」を徹底し、「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って計画的な維持管理を行う。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第6章 生活環境の整備



1 現況と問題点

(1) 上水道施設

令和7年3月末現在、給水人口は、36,685人、給水区域内人口36,764人、普及率99.8%，年間有収水量5,598,182m³となっている。水道事業は、市民の日常の生活や社会活動に欠かせない重要なライフラインであり、常に安全な水の安定供給に努めている。

今後も、本市の水瓶である池田湖や鰐池の取水施設等の老朽化や経年化に伴う更新、地震や渇水などの非常時対策が必要となってきている。

なお、水道事業の給水区域外については、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設が整備されたが、例年、1月～3月の渇水期に水不足が生じ、必要に応じて給水作業を実施している。

今後、両施設の適正な維持管理に努めるとともに、他の上水道区域外についても安全・安心な飲料水供給に向けた対策を講じていく必要がある。

(2) 下水処理施設

公共下水道は、昭和54年に着手して以来、下水道施設の整備（事業計画：目標年度令和12年度、計画処理面積545ha、計画人口10,900人）を図り、公共用水域の保全、地域衛生及び生活環境の向上、さらに都市環境の整備に寄与し、市民の快適な生活環境の確保を図るため、継続して事業を行っている。

生活排水（汚水）対策事業については、年次的に公共下水道の整備を行い普及率の向上に努めているところであるが、施設が耐用年数を超えて老朽化していることや温泉水が下水道に流入していることから硫化水素ガスによる施設の腐食化が進んでおり、施設の機能停止や道路の陥没等が懸念されているところである。

また、雨水対策事業については、近年の異常気象による集中豪雨や潮位の上昇により、浸水被害が慢性的に発生している。特に大牟礼・弥次ヶ湯排水区は低平地部が多く、潮位の高い満潮時や大雨等には、強制排水で対応しているところであり、台風や局地的な豪雨時には、頻繁に床下浸水等が発生している状況である。

し尿処理は、指宿広域市町村圏組合による、指宿広域汚泥リサイクルセンターが建設され、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が行われている。

また、指宿市の給食センターから排出される生ごみと合わせて処理し、堆肥を作るなど循環型社会を推進している。

鰐池の水質保全のために集落排水の浄化処理を行う鰐地区生活排水処理施設は、昭和53年に建設され、平成16年度に大幅な改修を行い現在に至っているが、毎年度、経年劣化等による揚水ポンプや配管等の修繕・補修が生じている状況である。

また、鰐池湖畔に敷設されている排水処理施設への送水パイプについても、景観保護上、改善が必要である。

(3) 廃棄物処理施設

ごみは、生活様式の変化や生活水準の向上によって多様化し、その処理が大きな課題になっている。

近年のごみ排出量は減少傾向にあるが、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は横ばい傾向にある。また、燃えるごみの中に缶や瓶の混入、燃えないごみの中にスプレー缶やカセットボンベの混入など、ルールを守っていないごみ出しのほか、山林などへの不法投棄が見られる。

市民・事業者・行政などが連携し、ごみの減量化・資源化を促進し、ごみの分別方法などの周知・教育を実施する必要がある。

本市では、指定ごみ袋を用いた燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの分別収集や、ごみの資源化を促進させるために常設資源ごみ収集所等での資源ごみの分別収集に取り組んでいる。また、令和6年6月からは、製品プラスチックの資源回収を開始した。

し尿・ごみ処理などの一般廃棄物処理施設については、本市と南九州市で組織する一部事務組合が施設整備及び運営を行っている。しかし、今後は人口減少や高齢化の進行等により、施設の利用率や稼働率の低下が進み、適切な施設運営及び管理の継続が困難となることが懸念される。

こうした中で、国は新たな「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、都道府県に対し、市町村と連携して今後20~30年を見据えた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定することを求めており、令和7年度から本県においても協議が開始されている。

焼却処理後の焼却灰などを埋め立てる指宿広域管理型最終処理場については、令和15年度末頃に埋立を完了する見込みであり、次期管理型最終処分場を確保する必要がある。

また、家庭から排出されるガレキ類の埋立処理を行う安定型最終処分場については、指宿ごみ処理場に集約して行われている。

(4) 火葬場

火葬場は、指宿地域と山川地域にあり、両施設とも平成14年に供用開始されており、人生最後の儀式の場にふさわしい施設としての定期的な整備に加え、経年劣化による機器類の補修が必要となっている。

引き続き、両施設とも適正な維持管理や円滑な運営を行う必要がある。

(5) 消防施設

消防は平成25年4月から指宿市及び南九州市の区域を管轄する「指宿南九州消防組合」が発足し、同消防組合による常備消防と非常備消防（分団数23、団員定数564名）が設置されており、消防防災に力を発揮している。消防水利は、防火水槽466基、消火栓754基が整備され、施設は年々充実しているが、充足率は地域によってばらつきがある。また、住宅域が広がりつつある地域では施設が不足しているため、年次計画により改善を図る必要がある。

一方、非常備消防では、消防団員の高齢化に伴い、若い団員の確保が求められている。

高齢化・広域化などが進む中、市民生活の安全確保や救急・救助要請の増加に対応する消防組織の充実強化が急務であり、地域社会とのかかわりもより深くなっていることから、「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助の活動を行うための自主防災組織の育成を図ることが重要である。

(6) 公営住宅

本市における公営住宅は、年数の経過による老朽化住宅が多くなり、通常の修繕等の維持管理が年々増加するとともに、大規模な改修も必要となっている。

このため、安全で快適な住環境を維持していくために、適切な維持管理及び計画的な整備が求められている。

(7) その他

墓地については、市内には市営小田墓地公苑をはじめ、各地区等の共同墓地が点在しているが、近年、寺社が設置した納骨堂へ遺骨を移転する改葬許可の申請数が増え、改葬後の墓石が取り壊されずに残るなどしている。

省エネルギーについては、公共の施設・設備によっては老朽化等により、省エネ性能が低くなっている可能性のものもある。このような中、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき、公共施設を対象としたエネルギー管理を行い、年間のエネルギー消費量については1年ごとに1%以上の削減に努めなければならない。また、今後建設される施設については、規模に応じて省エネ措置の届出・維持保全を行わなければならないことから、同法に基づき、計画的に施設・設備の新設・改修を行い、省エネ性能の向上に努める必要がある。

本市において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠の物資であるが、近年の人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要がある。

また、次世代自動車※の普及が今後見込まれる中で、電欠をおこさないインフラ整備も進めていく必要がある。

公害防止については、雑草や野焼きのほか、畜舎及び施肥に係る悪臭などの苦情が多く、現地に赴き、発生源の特定を行い改善などの指導を行っている。また、ヤンバルトサカヤスデやカダヤシなどの外来生物が繁殖しており、もともとの生態系への影響が懸念される。

治山・治水については、災害を未然に防止するため、指宿市地域防災計画に基づく危険箇所の把握及びパトロールを実施しており、崩壊対策事業等の推進に取り組む必要がある。

本市における海岸においては、海浜の侵食により砂浜の持つ消波機能が失われ、発生頻度の高い波浪でも、越波による住宅等の破損被害や背後住宅等への浸水被害が度々発

※ 次世代自動車

E V (電気自動車)・P H V (プラグインハイブリッド自動車) 及び燃料電池自動車のことで、充電・水素供給設備の設置に際し、国は補助制度を設けている

生している状況である。加えて、護岸は老朽化や度重なる台風の来襲等により機能劣化が進行し、海岸背後地住民の日常生活にも影響を及ぼしている。

空き家問題については、人口減少が進むにつれて、空き家状態となる家屋が増加し、さらに所有者等による建物や植栽の定期的な維持管理がなされないまま経過することで、樹木が繁茂したり、家屋が倒壊したりするなどの周囲に危険を及ぼす恐れがある事例も増加しつつある。

2 その対策

(1) 上水道施設

水は、市民生活及び産業活動を支える貴重な資源であり、水の安定供給と水質の安全性確保に努める。

本市の水瓶である池田湖や鰐池については、継続的に水質の監視を続けるとともに、浄水施設の整備・改善を図り水質の保全に努める。

また、耐用年数を超過した施設の更新に併せて、耐震化や施設間のネットワークの充実、非常時における対応能力の強化を図る。

その他、尾下地区と畠久保地区に整備した飲料水供給施設の更新や適正な維持管理に努めるとともに、渴水期における給水作業を迅速に行える体制整備の確立に努める。

(2) 下水処理施設

公共下水道整備計画（事業計画区域）において、生活排水（汚水）対策や雨水対策の整備計画を年次的に進めていく。

汚水対策事業については、適切な維持管理を行い区画整理事業と連携を図りながら継続的に整備率等の向上に努める。

なお、施設（管渠を含む）の腐食化等については、ストックマネジメント計画※に基づき国の制度を活用した施設の改築・更新に取り組む。

また、雨水対策事業については、大牟礼・弥次ヶ湯排水区を中心に、浸水解析に基づく水路断面の確保はもちろん弥次ヶ湯排水区への強制排水施設の整備を含め早急な浸水対策を図り、安全・安心な市街地の形成に努める。

生活排水処理施設については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換への推進や、合併処理浄化槽の普及・促進を図りながら、地域の実情に合わせた各種事業の導入を進める。

また、し尿処理については、指宿広域汚泥リサイクルセンターによる適正処理に努める。

鰐地区生活排水処理施設については、経年劣化によるポンプ配管等の補修と併せて、送水管の移設や雨水の流入防止等の措置を行う。

※ ストックマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として作られた計画

(3) 廃棄物処理施設

環境問題は地球レベルの問題であると同時に、地域での行動が求められる地域問題でもある。

5R（断る・減らす・再使用・修理して使う・再生利用）の推進や自治会・学校等への出前講座、施設見学ツアーや実施により、資源ごみリサイクルの意識啓発を図る。

また、更なる資源化の促進に向けて、新たな分別・資源化品目を検討し、これに対応し得る常設資源ごみ収集所を確保する。

持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めるため、近隣の自治体や一部事務組合と協議し、一般廃棄物処理の広域化・集約化を検討する。

なお、検討結果いかんによっては、廃棄物運搬中継施設の設置が必要となる。

次期管理型最終処分場の建設については、民間処分場の活用も視野に入れながら、市内に処理場を確保するため、建設地の選定を行う。

ガレキ類の埋め立て処理を行う安定型最終処分場については、指宿ごみ処理場に集約し、今後も引き続き適正な運営と維持管理に努める。

し尿やごみ等の処理については、南九州市や指宿広域市町村圏組合と連携を図りながら、施設の適正な維持管理や環境に配慮した施設整備を進める。さらに地域住民や事業者の新エネルギー設備などの導入支援策の充実、廃食油リサイクルやごみ減量活動などの環境保全活動に対する支援を行い、市民、事業者、行政が一体となって環境にやさしい地域づくりを進める。

(4) 火葬場

火葬場については、これまでにも設備の維持補修を行いながら施設の延命化に努めてきたが、年次的な設備の補修計画を立て、適正な施設管理に努めるとともに、引き続き、円滑な運営を図っていく。

(5) 消防施設

消防防災については、多様化・複雑化する火災・災害等に対応するため、予防体制の強化と消防装備の近代化、施設設備の拡充を図る。

また、治山・治水対策を進めるとともに、自主防災組織の育成や情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図る。

さらに、災害危険箇所の把握・点検・周知などを徹底し、地域住民への迅速な対応を図る。

(6) 公営住宅

公営住宅については、指宿市公営住宅等長寿命化計画に基づいた外壁等の改修や個別修繕を実施することで、住宅の安全性向上と延命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減に努める。

また、居住者の多様なニーズに対応し、安定した住宅を確保するため、公営住宅の建て替えも計画的に推進するとともに、一層の効率的かつ円滑な維持管理を進める。

(7) その他

墓地については、市が管理する市営小田墓地公苑の適正な維持管理に努める。各地区等の共同墓地維持管理については、水道料金の補助を行うとともに環境整備事業等への補助を行い、共同墓地の環境保全に努める。

省エネルギーについては、各施設の計画的な機器更新などの省エネルギー化を図るとともに、今後建設される施設については、省エネ措置及び維持保全を図る。

給油所は自動車用の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組む。

また、次世代自動車用の充電設備の整備を促進し、ゼロカーボンシティ※の実現、自然が調和する地球にやさしい社会づくりも合わせて取り組む。

公害防止については、畜産事業者等に対し排水処理施設の適切な維持管理、施設の清掃やふん尿の適切な処理を求めるとともに、農業従事者に対しては、施肥後の速やかな耕耘を周知する。また、悪臭の防止や土地の適正管理、水質浄化に役立つ微生物活性化資材等の更なる普及拡大に取り組む。外来生物については、生息域の拡大を防ぐため駆除等に取り組む。

治山・治水については、災害の未然防止、自然災害対策の強化の観点から、護岸改修や急傾斜地の崩壊対策等に積極的に取り組み、河川については、自然環境の保全にも配慮した川づくりに努める。

海岸の侵食対策については、高潮・高波等から背後の住宅等への越波・浸水被害を軽減する施策を各海岸管理者と連携し積極的に取り組む。

空き家問題は、適正な維持管理が行われない場合、倒壊・崩壊、屋根・外壁の落下、火災の発生の恐れはもとより、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化など周囲に及ぼす影響は深刻であることから、地域住民の生命、身体及び生活環境を保護する観点から、空き家の所有者等に対して適正な維持管理と倒壊の恐れがあるなどの危険な状態にある空き家等の解体撤去を促す必要がある。

※ ゼロカーボンシティ

2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|-----------------------------------|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 上水道 | 管路新設・更新工事 | 指宿市 | |
| | | 水道事業施設整備事業(各配水池施設) | 指宿市 | |
| | | 水道事業施設整備事業(各浄水池施設) | 指宿市 | |
| | その他 | 畠久保地区飲料水供給施設整備事業(維持管理費) | 指宿市 | |
| | | 尾下地区飲料水供給施設整備事業(維持管理費) | 指宿市 | |
| | (2) 下水処理施設 公共下水道 | 下水道整備補助事業 (污水管再構築事業) | 指宿市 | |
| | | 下水道整備補助事業 (汚水処理場等ストックマネジメント事業) | 指宿市 | |
| | | 下水道整備単独事業 (污水管新設事業) | 指宿市 | |
| | | 下水道整備補助事業 (雨水幹線新設・水路改修事業) | 指宿市 | |
| | | 下水道整備補助事業 (汚水中縫ポンプ場更新事業費) | 指宿市 | |
| | | 下水道整備補助事業 (ポンプ場更新事業費) | 指宿市 | |
| | その他 | 浄化槽設置整備補助金 | 指宿市 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | クリーンセンター管理費 | 広域組合 | |
| | | 管理型最終処分場管理費 | 広域組合 | |
| | | 管理型最終処分場整備費 | 広域組合 | |
| | | 新ごみ処理施設整備費 | 広域組合 | |
| | | 運営事務費 | 広域組合 | |
| | | 旧ごみ処理施設解体費 | 広域組合 | |
| | | 頬杖ごみ処理施設解体撤去費 | 広域組合 | |
| | | 山川ごみ処理場業務委託料 | 指宿市 | |
| | | 山川ごみ処理場借地料 | 指宿市 | |
| | | 開聞ごみ処理場借地料 | 指宿市 | |
| | | その他の施設維持管理費 | 指宿市 | |
| | | 新常設資源ごみ収集所設置 | 指宿市 | |
| | | 廃棄物運搬中継施設整備事業 | 指宿市 | |
| | | 管理型最終処分場整備事業 | 指宿市 | |
| | | 施設整備に関する計画支援事業 | 指宿市 | |
| | し尿処理施設 | 汚泥リサイクルセンター管理費 | 広域組合 | |
| | | 汚泥リサイクルセンター整備費 | 広域組合 | |
| | その他 | 塵芥処理車購入(指宿地域) | 指宿市 | |
| | | 塵芥処理車購入(山川地域) | 指宿市 | |
| | | 塵芥処理車購入(開聞地域) | 指宿市 | |
| | (4) 火葬場 | 火葬場維持管理事業 | 指宿市 | |
| | (5) 消防施設 | 高規格救急自動車購入負担金 | 消防組合 | |
| | | 消防自動車購入負担金(はしご車) | 消防組合 | |
| | | 消防自動車購入負担金(災害対策車) | 消防組合 | |
| | | 消防指令システム整備事業費負担金 | 消防組合 | |
| | | 消防施設整備費 | 指宿市 | |
| | | 分団消防車庫建設事業費 | 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------|---|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (5) 消防施設 | 消火栓設置・修理負担金 分団車庫建設用地購入 消防ポンプ自動車等購入 耐震性貯水槽新設(補助事業) 小型動力ポンプ軽積載車購入 防災行政無線施設整備費 | 指宿市 | |
| | (6) 公営住宅 | 木造住宅耐震化補助金 既設公営住宅外壁改修工事 既設公営住宅建替工事 既設公営住宅建替移転助成費 既設公営住宅外壁改修工事監理業務委託 既設公営住宅外壁改修工事設計業務委託 既設公営住宅建替工事監理業務委託 既設公営住宅解体工事 既設公営住宅解体工事設計業務委託 建築物耐震改修促進計画変更業務委託 | 指宿市 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 | 「LOVEいぶすき」普及促進 [事業内容] 自然界的原生菌を活性化させる「LOVEいぶすき」を広く市民に広める。 [必要性] LOVEいぶすきの持つ発酵作用により、生ごみ等からの悪臭発生を未然に防止することができるから、普及促進を図るために、市民に周知することが必要である。 [事業効果] LOVEいぶすきに含まれる乳酸菌・酵母菌・納豆菌の作用により、腐敗臭の軽減や土着微生物の活性化が見込まれる。 | 指宿市 | |
| | | 地区共同墓地環境整備補助金 [事業内容] 地区共同墓地の環境整備及び災害復旧に伴う工事に対し補助金の交付を行う。 [必要性] 地区墓地の環境保全と地区会計の負担軽減のために必要である。 [事業効果] 地区墓地の環境保全が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 指定ごみ袋製造費 [事業内容] 指定ごみ袋によるごみ搬出により、ごみの減量・資源化を図るために、ごみ袋の販売を行う。 [必要性] ごみの減量・資源化を推進するために必要である。 [事業効果] ごみの減量・資源化が図られる。 | 指宿市 | |
| | | ごみ収集所ごみかご製造費 [事業内容] 各地区で管理しているごみステーションのごみかごを市が貸与する。 [必要性] ごみステーションの適切な管理・運営のために必要である。 [事業効果] ごみステーションの適切な維持管理が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 生ごみ処理機器購入補助金 [事業内容] 生ごみ処理機器購入者に対し補助金の交付を行う。 [必要性] 生ごみ処理機器購入者の負担軽減とごみ減量化のために必要である。 [事業効果] ごみの減量化が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 常設収集所分別指導委託費 [事業内容] 資源ごみの分別収集を実施し、ごみの減量とリサイクルを行う。 [必要性] ごみの減量・資源化を推進するために必要である。 [事業効果] ごみの減量・資源化が図られる。 | 指宿市 | |

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実 施 主 体 | 備 考 |
|----------------------|--------------------|--|--|-----|
| 5 生活環境の整備 | 環境 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 | 衛生害虫駆除事業 [事業内容] 不快害虫ヤンバルトサカヤスデが発生した際に、市民に駆除剤を配布する。 [必要性] 外来生物であり不快害虫でもあるヤンバルトサカヤスデの生息域を拡大させないために必要である。 [事業効果] ヤンバルトサカヤスデの生息域の拡大抑制が期待できる。 | 指宿市 |
| | | 指宿市環境衛生協力会補助金 [事業内容] 市環境衛生協力会に補助金を交付し、市民の環境衛生活動に寄与する。 [必要性] 各種団体との連絡協調を図り、各種環境衛生活動を行うために必要である。 [事業効果] 環境保全及び環境美化の啓発並びに生活衛生の改善が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 環境保全対策事業 [事業内容] ウミガメ等の市内の希少な野生動植物の保護に必要な措置を講ずる。 [必要性] 自然に対する開発行為や地球温暖化等の影響により、市内に生息する希少生物を保護する必要がある。 [事業効果] ウミガメの保護や、市民に向けた広報活動等を通して、市全体で環境保全に対する意識の向上が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 海岸漂着物地域対策推進事業 [事業内容] 海岸清掃作業員が指宿市内の海岸を巡回し、漂着物の撤去及び処分を行う。 [必要性] 外洋からの漂着物及び河川から流れ着くごみを除去することにより、市内の海岸の景観を守る必要がある。 [事業効果] 市内の海岸の景観を維持することで観光資源の保護に繋がる。また、指宿におけるウミガメの産卵地の保護にも繋がる。 | 指宿市 | |
| | 危険施設撤去 | 危険空家等解体撤去工事補助金 [事業内容] 危険空家等の解体及び撤去工事を行う者に対して補助金を交付する。 [必要性] 市民の日常生活における安心・安全の確保及び良好な生活環境の保全を図るために必要である。 [事業効果] 危険空家等の解体及び撤去工事を推進することで、安心・安全の確保及び良好な生活環境の保全が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 防犯灯取替業務委託 [事業内容] 夜間暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に照明等の設置を行う。 [必要性] 市民の夜間通行の安全と防犯上の不安解消のため必要である。 [事業効果] 夜間の安全な通行や防犯対策が図られる。 | 指宿市 | |
| | (8) その他 | 水質検査業務委託料 | 指宿市 | |
| | | 公害(騒音・振動・大気・悪臭)対応 | 指宿市 | |
| | | 池田湖水質環境保全対策協議会負担金 | 指宿市 | |
| | | 鰐地区生活排水処理費 | 指宿市 | |
| | | 資源ごみ収集、中間処理等委託経費 | 指宿市 | |
| | | 指定法人委託費 | 指宿市 | |
| | | 一般廃棄物収集運搬事業 | 指宿市 | |
| | | 市営小田墓地公苑管理費 | 指宿市 | |
| | | 鰐池水質改善対策費 | 指宿市 | |
| | | がけ地近接等移転事業補助金 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道については、生活に必要なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するために、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。「指宿市水道ビジョン」に基づいて、施設や管路の計画的な管理を行う。

下水道及び下水道施設については、生活に必要なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。

「指宿市下水道長寿命化計画」に沿って計画的な管理を行い、長寿命化を図る。

コミュニティ消防センター、消防団格納庫については、災害時の重要な施設であるため、計画的な「予防保全型管理」による長寿命化を図る。

公営住宅については、「指宿市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、修繕、改善、建替え、用途廃止などの公営住宅等の活用手法を定め、これまでの「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を図る。

火葬場については、引き続きその機能を維持するが、施設の老朽化に伴い更新等の検討を行う場合は、地域の実情を考慮した上で施設の統合等についても検討する。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

本市における一人の女性が生涯に生む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率（令和5年）は、国を上回る1.37となっているものの、県の1.48を下回り、少子高齢化は依然として進行している。急激な少子化の進行が及ぼす社会保障、経済活力、社会の活力、家庭生活などへの影響については、多くの人が危機感をもっており、少子化対策は最重要課題の一つとなっている。

子どもを取り巻く環境は、いじめや不登校、児童虐待が全国的に増加し、生命を奪う悲惨な事態も起こっており、子どもの人権擁護や安全性の確保が急務となっている。

少子化や核家族化が急激に進行する中で子育て家庭が仕事と育児を容易に両立できる環境、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境を整えるため、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター※事業、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援センター※事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業、家庭教育への支援事業などさまざまな子育て支援事業を実施してきた。放課後児童健全育成事業については、保育所等を活用し実施していたが、新・放課後子ども総合プラン※に基づき、学校敷地内に公設民営の放課後児童クラブを整備し、放課後児童クラブの充実を図っている。

また、すべての家庭が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として子ども医療費の給付を実施し経済的な支援を図っている。あわせて、ひとり親家庭等の健康を保持し、生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当やひとり親家庭自立支援給付金事業等を実施し、児童の福祉増進を図っている。

(2) 高齢者の保健及び福祉

本市では、令和5年度における総人口に占める高齢者の割合が41.2%（第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画より）となっており、高齢化率の上昇にあわせて、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険などの医療費等や扶助費が増大し、市の財政に占める割合が高くなっている。

※ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う拠点

※ 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、子育てへの悩みや不安を抱えている親に対する相談・指導、子育てサークルへの支援等を行う拠点

※ 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消を図るため、厚生労働省と文部科学省の連携のもと策定された、放課後児童対策に関するプラン（令和5年度で終了）

生活習慣病予防の重視と医療費の適正化の観点から、メタボリックシンドロームという概念に着目した特定健康診査、特定保健指導が平成20年度から実施されているが、受診率の目標値を達成できていない状況にある。

また、各種がん検診についても胃がん、大腸がん検診において県平均を下回っている状況にあり、受診しやすい環境づくりのため、土・日曜検診及び脱漏検診を実施しているが、1日単位での受診者は多いが、全体的には伸びていない状況にある。

メタボリックシンドロームは、がん（悪性新生物）、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を誘発することが懸念されるため、特定健診・特定保健指導に基づく一人ひとりに応じたきめ細やかな指導体制を構築するとともに、がん検診を含めた受診率向上対策が必要となる。

平成12年に創設された介護保険制度は、時代が変化する中でこれまで多くの法整備・法改正が行われてきたが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくり、介護予防の積極的な推進、福祉・生活支援サービスの継続的、安定的な供給が求められていることは堅持されており、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制整備がますます重要となっている。

高齢者の憩いの場である老人福祉センターについては、建築から数十年が経過しているため施設や附帯設備が老朽化している。今後も計画的な補修を行うとともに、施設のあり方の検討も必要になっている。

(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉

障害者福祉については、障害者の就労支援及び長期入院患者や施設入所者等の地域生活への移行を図りながら、市民が相互に尊重し、障害者が地域の中で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指している。

近年、障害の重度・重複化や障害者の高齢化が進んでおり、障害者のニーズも多様化してきている。このような状況の中、地域の実情も十分踏まえた上での効率的・効果的な支援事業の展開が求められている。

また、サービス基盤の整備、相談支援体制の充実など関係機関との連絡調整の強化を図っていく必要がある。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

少子高齢化が進む中、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、仕事と子育ての両立を支援することができる地域の教育・保育体制の充実が必要である。

第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画により、地域のニーズに即した確保方策の実施と質の向上を図るとともに、地域子育て支援センターやこども家庭センター※（保健センター内に設置）を中心とした、子育てに関する相談の充実、子育てサークルの育成

※ こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を有し、全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う拠点。

や交流の場の充実、家庭教育学級の開設など、子育て世代に対する支援体制の強化に努める。また、全天候型の子どもの遊び場について、整備・利用促進を行う。

保育所等における延長保育や一時預かり事業などについては引き続き充実に努めるとともに、保育所等を利用できない状況下で必要とされる病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業についても引き続き提供体制を確保する。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保し、次代を担う人材を育成するため、国の政策や市の状況に応じ、既存施設を活用した放課後児童クラブの充実を図る。

すべての子育て家庭を対象とした子ども医療費給付のほか、ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援に加え、就業に必要な技能・資格等の取得支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努める。

(2) 高齢者の保健及び福祉

高齢化が進む中、健康に一生涯を過ごせる健幸のまちづくりを目指し、ICT等の先進技術を活用し、より多くの市民が身近な場所で健康づくりに参加することで、生活習慣病予防やフレイル※予防に取り組み、疾病予防・重症化予防の促進や健康寿命の延伸を図る。また、行政、医療・福祉機関などが一体となって介護予防事業や予防医療を重点的に推進するとともに、民間企業等との連携により、質の高いサービスの提供を行うなど、地域全体で高齢者を支える地域づくり・まちづくりの推進を目指す。

市民の健康の保持と、適切な医療の確保を図るために、市民に健（検）診の必要性を啓発するとともに、より受診しやすい健（検）診体制づくりに取り組み、疾病の早期発見に努め、健診後の保健指導を充実し、疾病の重症化予防や早期治療を推進する。

また、高齢者自身が住み慣れた地域社会の中で、積極的な役割を果たしていくような社会づくりと、介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用しながら家庭や地域の中で自立した生活を送ることができる体制づくりが必要であることから、高齢者の健康づくり・生きがいづくりに資するため、シルバー人材センターの充実や高齢者クラブの活動支援など、高齢者の多種多様な技術・技能などを活用するための諸施策を進めることとする。

介護が必要な高齢者に対しては、制度に対する理解度の向上及びサービス利用の促進を図るとともに、介護サービス事業者に対しては介護サービスの適正化について指導を充実する。

併せて、地域包括支援センター※等では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する。

※ フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

※ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために各区市町村に設置される機関

在宅介護を支える介護家族などに対しては、介護負担を軽減し家庭で介護ができるような支援策の強化を図る。さらに、家族による在宅介護が困難な高齢者なども多いことから、自宅に替わる在宅介護機能を持つ施設の充実を図る。

さらに、老人福祉センターの施設や附帯設備の計画的な補修や、施設のあり方を検討することで、施設の機能強化を図り、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの拠点としての中核施設としてさらに活用を図っていく。

健康づくりは、市民一人ひとりの健康づくりを社会全体で後押ししていく必要がある。そのため、市の健康づくりへの重点的取り組みとして、「温泉を活用した健康づくり」、「規則正しい食習慣の推進」、「ライフステージに応じた運動の推進」、「健幸のまちづくりの推進」の4事業を健康づくりに関係する団体と連携しながら実施する。

(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉

障害者福祉については、障害福祉サービス、地域生活支援事業を実施し、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努め、障害者の就労支援、地域生活への移行、社会参加に向けた取り組み等を強化する。

また、障害者の多様化するニーズに対応するため、市内の障害者サービス事業所に相談支援事業を委託し、それらを中心として、設置されている指宿市地域自立支援協議会及び自立支援協議会の下部組織である各専門部会を活用し、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有、連携強化、障害者の権利擁護等の障害者への支援体制の整備を図る。併せて、個々の障害や生活環境に対応したニーズを把握し、障害者が住み慣れた家庭や地域の中で安全・安心に暮らせる社会づくりを進める。

3 計画

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実 施 主 体 | 備 考 |
|---------------------------------------|---------------------------|---|-------------|-----|
| 6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 保育所 | 保育所等整備交付金事業 利永保育所管理・運営費 | 保育所等 指宿市 | |
| | (3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター | 老人福祉センター管理費 | 指宿市 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 児童手当支給費 [事業内容] 児童を養育する方に手当を支給する。 [必要性] 家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成のために必要である。 [事業効果] 家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資する。 | 指宿市 | |
| | | 児童扶養手当費 [事業内容] ひとり親家庭等に手当を支給する。 [必要性] ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るために必要である。 [事業効果] ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進に資する。 | 指宿市 | |
| | | ひとり親家庭等医療費助成事業 [事業内容] ひとり親家庭等となった18歳までの児童及びその児童を監護する父または母の、保険診療による医療費の一部を助成する。 [必要性] ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るために必要である。 [事業効果] ひとり親家庭等の健康と福祉の増進に資する。 | 指宿市 | |
| | | 子ども医療費助成費 [事業内容] 子どもに係る医療費の一部を給付する。 [必要性] 子どもの疾病的早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため必要である。 [事業効果] 子どもの疾病的早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と健やかな育成に資する。 | 指宿市 | |
| | | 家庭児童相談保護措置事業費 [事業内容] 全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と連携して一体的に相談支援を行う。 [必要性] 虐待相談対応件数が増加傾向にあることや子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕著化していることから、相談支援機能の充実を図る。 [事業効果] 母子保健と連携して一体的な支援を行うことで、切れ目がない支援を実施することができる。 | 指宿市 | |
| | | 地域子育て支援拠点事業 [事業内容] 乳幼児とその保護者が気軽に集える場所として、一緒に遊びながら交流する場の提供、子育てに役立つ情報のお知らせ、子育てに関する悩み相談などを行う。 [必要性] 人とのふれあいの場を確保することで子育て家庭の孤立を防ぎ、親子の成長を支援するため必要である。 [事業効果] 親と子の健全な関係形成や、親子の社会性の形成に資する。 | 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------------------------|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 | <p>砂むし温泉入浴事業 〔事業内容〕 年24回を上限とし砂むし温泉を無料で利用できるカードを発行する。 〔必要性〕 高齢者等の健康の保持増進、保健の向上を図るために必要である。 〔事業効果〕 医療費の抑制や介護予防効果を高め、地域医療の確保を図ることができる。</p> <p>福祉スポーツ大会開催補助金 〔事業内容〕 社会福祉団体及び福祉関係者が一同に会し、スポーツ大会を行う。 〔必要性〕 障害者等の生きがいと自立更生の意欲向上を図るために必要である。 〔事業効果〕 福祉関係者の親睦と調和、融和の精神が養われる。</p> <p>長寿お祝い事業 〔事業内容〕 節目年齢の高齢者へ敬老祝金・特別敬老祝金を支給する。 〔必要性〕 高齢者の長寿を祝福し敬愛の意を表すために必要である。 〔事業効果〕 地域住民の世代間の融和により地域の活性化と高齢者の福祉の向上が図られる。</p> <p>シルバー人材センター設置事業 〔事業内容〕 シルバー人材センターに運営補助を行う。 〔必要性〕 高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与するために必要である。 〔事業効果〕 高齢者の生きがいづくりが図られる。</p> <p>緊急通報体制等整備事業 〔事業内容〕 緊急通報装置を給付する。 〔必要性〕 在宅の一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の福祉の向上が図られる。</p> <p>はり、きゅう等施術料助成事業 〔事業内容〕 市内に住所を有する65歳以上の者及び身体障害者手帳を有する者に対し、はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧等の施術費用の助成を行う。 〔必要性〕 高齢者等の健康保持と保健の向上のために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の健康保持により医療費の抑制や介護予防効果を高め、地域医療の確保を図ることができる。</p> <p>紙おむつ等支給給付事業 〔事業内容〕 在宅の要介護高齢者等を介護する家族等に対し、紙おむつ等を支給する。 〔必要性〕 在宅の要介護高齢者等を介護している介護者の負担軽減を図るために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の福祉の向上が図られる。</p> <p>高齢者訪問給食サービス事業 〔事業内容〕 虚弱な高齢者及び身体障害者に対し、食事の提供と見守りを行う。 〔必要性〕 虚弱な高齢者等の栄養改善及び安否確認のために必要である。 〔事業効果〕 栄養バランスのとれた食事が提供されることから高齢者等の栄養改善が図られ、安否確認により緊急時の早急な対応が図られる。</p> | 指宿市 | |

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実 施 主 体 | 備 考 |
|---------------------------------------|--------------------------------|---|---------|-----|
| 6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 | <p>高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 【事業内容】 高齢者に対して、介護予防の普及啓発を推進し、自立した社会参加を促進する。 【必要性】 高齢者の引きこもり防止及び社会参加の促進のために必要である。 【事業効果】 高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長が図られる。</p> <p>緊急ショートステイ事業 【事業内容】 虐待等により在宅生活が困難となっている高齢者を一時的に介護保険施設に入所させる。 【必要性】 要援護高齢者の心身の保護のために必要である。 【事業効果】 高齢者等の福祉の向上が図られる。</p> <p>訪問理容・美容助成事業 【事業内容】 65歳以上の在宅の高齢者で寝たきり等の方が、理容所・美容所の出張サービスを受ける場合に費用を助成する。 【必要性】 寝たきり高齢者が、清潔で快適な生活ができるよう支援するために必要である。 【事業効果】 寝たきり高齢者の衛生管理及び在宅福祉の増進が図られる。</p> <p>高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費 【事業内容】 高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し、地域商品券と交換できるポイントを付与する。 【必要性】 高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進が図られる。 【事業効果】 地域を支える側として活躍する高齢者が増加する。</p> <p>シルバーカー購入費助成事業 【事業内容】 日常生活で杖等を必要とする歩行困難な高齢者へシルバーカーの購入費の一部を助成する。 【必要性】 日常生活の便宜を図るために必要である。 【事業効果】 高齢者の引きこもり防止や健康の増進に寄与することができる。</p> | 指宿市 | |
| その他 | | <p>健康増進事業 【事業内容】 健康手帳交付、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診を実施する。 【必要性】 受診者の負担軽減と、疾病の早期発見、早期治療を図るために必要である。 【事業効果】 疾病の予防、早期発見、重症化予防、早期治療の推進が図られる。</p> <p>新たなステージのがん検診総合支援事業 【事業内容】 従来の5大がん検診に加え、個別の受診勧奨や、再勧奨、子宮頸がん・乳がん健診の初年度対象者へのクーポン配布といった、受診率向上に特化した取り組みを行う。 【必要性】 より積極的に健診を受けるためのサポート体制構築のために必要である。 【事業効果】 各種がん疾患の早期発見、早期治療を促すことができる。</p> | 指宿市 | |
| | | <p>自殺対策事業費 【事業内容】 「指宿市自殺対策計画」に沿って、リーフレット等の配布やゲートキーパー研修等を実施する。 【必要性】 自殺対策の重要性について住民に普及啓発を図るために必要である。 【事業効果】 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。</p> | 指宿市 | |

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実 施 主 体 | 備 考 |
|-------------------------------|---|---|---------|-----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | <p>産後ケア事業 〔事業内容〕 育児支援を必要とする産婦で希望する者が、一定期間助産所などに宿泊したり、訪問により保健指導を受けることができる。 〔必要性〕 少子化対策の一環として、出産後に家族等の家事・育児支援が受けられない等、育児支援が必要な家庭のために必要である。 〔事業効果〕 産後の母体の保護及び育児支援を行うことで、産婦の精神的な安定が図られ、子どもの健全育成につながる。</p> | 指宿市 | |
| | 子育て世代包括支援センター事業 〔事業内容〕 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、地域の保健医療や福祉に関する機関との連絡調整を実施する。 〔必要性〕 妊産期及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援を行うことで、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期に関する切れ目のない支援を提供するために必要である。 〔事業効果〕 子育てによる不安感の緩和と子どもの健やかな育ちの促進が図られる。 | | 指宿市 | |
| | 母子保健推進事業費 〔事業内容〕 乳幼児健診、委託健診(妊産婦・妊婦歯科検診・新生児聴覚検査・精密健診・1か月健診等)、マタニティスクール、母子保健推進活動、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、妊婦のための支援給付金事業などを実施。 〔必要性〕 各種健診を通じて、病気や発達障害の早期発見ができ、適切な関係機関につなぐことで早期改善を図るために必要である。 〔事業効果〕 母子保健に関わる事業を展開することで、子どものいる家庭の負担を軽減し、子どもの健やかな発達を促す。 | | 指宿市 | |
| | (9) その他 | 子育てママ・パパリフレッシュ事業 | 指宿市 | |
| | インストラクター派遣事業 | | 指宿市 | |
| | 健幸ポイント事業 | | 指宿市 | |
| | 高齢者クラブ助成事業 | | 指宿市 | |
| | 地域見守りネットワーク支援事業 | | 指宿市 | |
| | 地域生活支援事業費 | | 指宿市 | |
| | 障害者支援費 | | 指宿市 | |
| | 病児・病後児保育事業 | | 指宿市 | |
| | 延長保育事業 | | 指宿市 | |
| | 放課後児童健全育成事業 | | 指宿市 | |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | | 指宿市 | |
| | 一時預かり事業 | | 指宿市 | |
| | ひとり親家庭自立支援給付金事業費 | | 指宿市 | |
| | 放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業 | | 指宿市 | |
| | 子育て短期支援事業 | | 指宿市 | |
| | 子どもの生活・学習支援事業 | | 指宿市 | |
| | 障害児受入推進事業 | | 指宿市 | |
| | 障害児受入強化推進事業 | | 指宿市 | |
| | 放課後児童支援員等待遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) | | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設については、施設のあり方や他施設との複合化等を含め、今後の方針を検討する。

福祉施設については、老人福祉サービスに求められる質と量を総合的に判断した上で、他の施設との複合化等を含めた検討を行う。

保健施設については、計画的な「予防保全型管理」による長寿命化を図る。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第8章 医療の確保



1 現況と問題点

現在の救急医療体制は、救急患者の容態に応じて、軽症を第一次救急医療、重症を第二次救急医療、重篤を第三次救急医療と区別して役割分担や連携を図っているが、軽症での救急要請が増加しており、救急車が常に出動中となってしまうなどの問題が生じている。

市内の救急医療体制は、休日や夜間における比較的軽症な救急患者に対応するため、第一次救急医療として在宅当番・救急医療情報提供事業を実施している。

また、その後方支援となる第二次救急医療体制として、病院群輪番制病院運営事業を実施している。さらに、傷病者の救命、後遺症の軽減を果たすため、鹿児島県ドクターへリ運行事業における救急搬送事業や産科医医療体制事業を実施している。

独立行政法人国立病院機構指宿医療センターは、地域医療及び救急医療の拠点として位置付けられており、中でも、産婦人科は、市内において唯一分娩が可能な施設となっており、市内居住者の他、里帰り出産などに対応している。

地域に暮らす人を増やし、地域の経済力や活力を維持していくためには、未来を担う子どもを安心して産み育てやすい地域にすることが必要であり、子育てと仕事の両立を支援する体制づくりや、妊娠・出産や子どもの急病時における不安解消のための体制づくりなど、より一層の環境整備が必要である。また、安心・安全な医療体制の提供の観点から、麻酔科医の安定した確保も重要である。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症予防策としては、更なる危機感や感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動の実践に取り組んでいく必要がある。

2 その対策

救急医療については、医師会や消防組合など関係機関などとの連携により、救急医療体制の充実を図り、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

病院群輪番制病院運営事業については、かかりつけ医機能の強化を前提に運用しているが、定期的に救急医療現場の検証を行い、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指す。

また、鹿児島県ドクターへリによる救急搬送業務を継続して実施する。

鹿児島大学に婦人科がん先端医療学寄附講座を開設し、婦人科がんの研究課題に取り組み、婦人科がん医療の向上を介して、女性がん患者に恩恵を届けるとともに、独立行政法人国立病院機構指宿医療センターにおける産科医の確保につなげる。また、麻酔科医についても、安定した確保につなげる。

さらに、新たな感染症の発生に備えて、必要に応じ、指宿市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、最新の情報収集や市民への正しい情報発信に努める。

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--|------|----|
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 | <p>在宅当番・救急医療情報提供事業 [事業内容] 休日における在宅当番医制(第1次救急)及び健康教室、救急医療講座を実施する。 [必要性] 休日における比較的軽症な救急患者への対応及び救急医療体制の効果を高めるために必要である。 [事業効果] 救急医療体制の充実を図ることで、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。また、市民の救急医療に対する知識の習得が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | | <p>病院群輪番制病院運営事業 [事業内容] 休日・夜間ににおける入院治療や手術を要する重症患者の救急医療(第2次救急)を実施する。 [必要性] 休日・夜間ににおける入院治療や手術を要する重症患者に対応するために必要である。 [事業効果] 救急医療体制の充実を図ることで、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | | <p>指宿医療センター麻酔科医確保負担金 [事業内容] 国立病院指宿医療センターの常勤の麻酔科医の退職に伴い、新たな麻酔科医を確保するために実施する。 [必要性] 同センターの麻酔科医は、外科手術に係る全身管理の他、指宿地域唯一の出産施設である産婦人科においても、緊急対応を行っているため、早急に麻酔科医の確保が必要である。 [事業効果] 麻酔科医の確保により、安心して受診や出産ができる医療体制を構築し、地域医療体制の充実が図られるから、あらゆる世代の定住が見込まれる。</p> | 指宿市 | |
| その他 | | <p>狂犬病予防事業費 [事業内容] 狂犬病の発生予防・まん延防止のため、犬の登録及び狂犬病予防注射を行う。 [必要性] 狂犬病を国内で発生させないために必要である。 [事業効果] 市民の安全安心と感染予防が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | | <p>婦人科がん先端医療学講座設置寄附事業 [事業内容] 本市と南九州市が鹿児島大学に寄附講座を開設し、婦人科がんの研究課題に取り組む。また、同大学より指宿医療センターへ産科医の派遣を実施する。 [必要性] 婦人科がん医療の向上及び指宿医療センターにおける産科医の確保を図るために必要である。 [事業効果] 妊娠・出産に係る不安を解消する体制を整備し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりにつながる。</p> | 指宿市 | |
| | | <p>定期予防接種事業 [事業内容] 生後2か月から5歳未満の乳幼児を対象とした小児用肺炎球菌及び、生後2から7歳6か月未満の乳幼児を対象とした5種混合ワクチンの接種を実施する。 [必要性] 乳幼児期感染の重症化を防ぐために必要である。 [事業効果] 乳幼児の感染予防が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | | <p>未熟児養育医療給付事業 [事業内容] 療養の為、病院などに入院する必要がある未熟児に対し、医療の給付を行う。 [必要性] 未熟児は正常な児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともあることから、出生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。 [事業効果] 速やかに適切な処置を講ずることで、心身の障害を残したり、死亡するリスクの軽減につながる。</p> | 指宿市 | |
| | (4) その他 | ドクターヘリ救急車両使用負担金 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第9章 教育の振興



1 現況と問題点

(1) 学校教育

少子・高齢化や過疎の進行により、小・中学校の児童生徒数は減少傾向にある。市内小学校の児童数は令和8年度から令和12年度までに市内小学校の児童数は約300人の減少が、市内中学校の生徒数は約100人の減少が見込まれている。

のことからも、これからは、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気風の確立に努め、郷土を愛し未来を拓く心豊かな人材を地域全体で育んでいく必要がある。

学校教育については、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和を重視し、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図ることが求められている。そのために、「県幼保小接続ガイドライン」に基づく幼保小連携、「指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱」に基づく小小連携・小中連携、「指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則」に基づく学校と地域の協働等を一層充実する必要がある。

また、本市には、市立指宿商業高等学校があり、市内はもとより周辺市から多くの生徒が入学している。少子高齢化や過疎化の進行により中学校卒業者数が減少を続ける厳しい状況の中で、学級数は維持しているものの定員割れが続いている。商業の専門高校として上級資格取得や、キャリア教育の充実と体験学習等地域に密着した教育活動を実施し、専門高校の特色を生かした魅力ある学校づくりを推進し、これから社会を担う人材の育成が求められる。学校施設については老朽化により様々な不具合が生じているため、年次的な施設改修を実施する必要がある。

小中学校の施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要である。構造体の耐震化が平成27年度に完了し、令和3年度には体育館における非構造部材の耐震化が完了した。

現状、老朽化した施設の大規模な改修や維持補修が喫緊の課題であるものの、令和3年4月にバリアフリー法の一部が改正され、学校施設における段差解消等バリアフリー化の一層の整備を拡充していく必要がある。

今後は、施設の長寿命化対策を講じる上でも、計画的なメンテナンスと予防的修繕を実施することで、想定される不具合を未然に解消していくことが重要とされる。

また、これまでトイレの洋式化改修や普通教室の空調機設置を実施したが、特別教室に加え、屋内運動場（体育館・武道館）への空調機設置、情報化社会に対応した教育を推進するためのICT機器の整備・更新や教材ソフトの導入、多様な学習活動に対応した教育備品の充実を図る必要がある。

さらに、「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、次代を担う指宿市の子どもたちのために、将来にわたって望ましい学校づくりを考える必要がある。

学校給食センターでは、安全・安心な給食の提供と衛生管理基準を遵守する観点から、より一層の安全管理、衛生管理に努める必要がある。また、施設の老朽化に伴う建物の改修等や調理機器類の更新について、年次的整備を行う必要がある。これらに加え、将来的な児童生徒数の減少を見据えた適正な規模の供給体制となる施設の検討も必要である。食育については、「献立表」や「給食だより」等を通じて、児童生徒・学校・保護者に対してバランスのとれた食の大切さ、給食の重要性について周知を図っているものの、栄養教諭が授業に参画する割合が少ない状況にある。さらに、地産地消の推進についても取り組んでおり、旬の野菜等についてはほぼ100%使用しているものの、通年での使用となると根菜類の使用量が多いことから地産地消率が低く抑えられる傾向にある。

平成29年度の社会教育法改正に伴い「地域学校協働活動」を推進することが法的に担保されたことから、学校と地域との更なる連携・協働を通じて「地域に開かれた学校づくり」を推進する必要がある。

(2) 社会教育

人生100年時代の到来を踏まえ、生涯学習の拠点として、校区公民館や図書館、博物館、市民会館などを積極的に活用するとともに、地域課題を解決するための学びの場を充実させていく必要がある。また、少子高齢化や高度情報化の進展など、社会環境が急速に変化する中で、市民が主体的に、誇りを持って生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、市民の「生きる力」や「社会をつくる力」を育む講座が求められている。しかしながら、その拠点となる校区公民館等の施設については、築後かなりの年数が経過しており、老朽化が著しい状況である。将来的に生涯学習・社会教育機能の維持を図るためにも、維持補修管理等を行いながら、受益人口の減少に伴う校区公民館の再編についても検討する必要がある。

家庭教育は、学校教育・社会教育につながる生涯学習の原点である。しかし、近年核家族化の進行などにより子育てに対し不安を抱く親が増えている。また、家庭教育を支える地域社会においてもコミュニティの希薄化が進んでいる。また、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範規律や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭における教育力の低下が指摘されている。これらのことから、家庭教育への支援に取り組んでいく必要がある。

青少年教育は、青少年を取り巻く環境の変化から、家庭や地域の教育力の低下、人間関係の希薄化、情報化社会におけるトラブルなどが指摘されている。このため、青少年がネット犯罪などに巻き込まれないよう情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭や地域、行政が一体となった青少年への見守りや声掛け、補導活動などを行っていく必要がある。

さらに、平成29年の社会教育法改正により学校と地域が双方向に連携・協働する「地域学校協働活動」の推進が法的に位置づけられたことから、学校側の働き方改革や業務改善に配慮しながら「学校を核とした地域づくり」を推進していく必要がある。

子どもの読書推進については、学齢が上がるにつれ不読率が高くなる傾向があるため、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化や読書環境づくりを推進していく必要がある。

本市においては「市民一人1スポーツ」の生涯スポーツが定着しつつあり、趣味や楽しみとして、あるいは健康づくりとしてスポーツ・レクリエーション活動が展開されている。

このため、だれでもできるニュースポーツや高齢者スポーツの普及が重要である。

また、社会体育指導者の育成については、地域住民がどのようなスポーツやレクリエーションを望んでいるか、その実態を把握し、各種指導者研修会やスタートコーチ※（ジュニア・ユース）を積極的に活用しながら、指導者として安全で効果的な活動を提供する必要がある。

体育施設については、年次的に整備され、多様化、高度化するスポーツ活動に対応できる施設の充実が図られ、スポーツ環境が整いつつある。その反面、整備後年数が経過し老朽化している施設の中には早急な改修が必要なものもある。また、観光（温泉）と合せたスポーツキャンプ等の誘致のための施設の充実も求められている。

2 その対策

(1) 学校教育

少子化や情報化など社会的な変動や保護者、地域住民の価値観の多様化等により、学校を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、不登校やいじめ、学力の向上など様々な課題が山積している。そのような状況の中で、学校・家庭・地域が一体となって知・徳・体のバランスがとれ、主体的に考え方行動する力を備えた子どもを育てる体制づくりが必要不可欠であり、その充実が求められている。

そこで、小・中学校においては、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学びに向かう力・人間性等の向上を図るために、児童生徒が課題意識をもち、主体的・協働的に学習活動に取り組むための授業改善を進める必要がある。

また、豊かな心を育むために、地域の人材を活用した教育活動を実践し、地域に根ざした教育を進めるとともに、読書活動や自然環境などを生かした体験学習を推進していく。併せて、国際化・情報化社会に対応するために全学校におけるＩＣＴ機器の活用を通じた情報教育、小学校外国語活動を含む英語教育の充実を図るとともに、環境教育やキャリア教育の推進に努めていく。

※ スタートコーチ

（旧指導員）地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する方のための資格

併せて、教育活動の効果を高めるために、「県幼保小接続ガイドライン」に基づく幼保小連携、「指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱」に基づく小小連携・小中連携、「指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則」に基づく学校と地域の協働等を一層充実する必要がある。

さらに、食に関する情報を正しく理解し、望ましい食生活を実践するため、食について自ら考え判断する能力を養う「食育」を推進していく。

小中学校の施設については、令和2年度に策定した「指宿市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、年次的・計画的に大規模な改修の施設整備を図り、計画的なメンテナンスと予防的修繕を実施することで、想定される不具合を未然に解消し安全性確保に努める。併せて、施設内の児童・生徒等の動線上に応じた段差解消等バリアフリー化を拡充していくことで、機能性向上を図る。

また、トイレの洋式化改修、空調機器などの設備の整備及びG I G Aスクール構想※に基づき整備されたタブレット端末やI C T機器の充実を図るとともに、教育備品の整備・充実に努める。

さらに、「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、将来を担う指宿の子どもたちにふさわしい教育環境の実現に努める。

市立指宿商業高等学校は、受験者数自体が少子化により減っていることや、授業料無償化による私立等への進学が増えている状況の中で、地元及び近隣市の中学校卒業者に対し、コンソーシアム※ I B U S H O事業を核とした地域協働を展開する本市唯一の市立商業高校として、地域と連携協働し、キャリア教育を更に進化させることを通して、ビジネスに関する専門的知識や新しい情報技術を習得させるとともに、上級資格取得や社会を担う人材を育成し、地域社会のリーダーとして貢献できる人材を育成する魅力ある学校を目指す。また、老朽化した施設の整備や合理化を図り施設の充実を図る。

学校給食センターについては、児童生徒に安全・安心な給食を提供するため、老朽化している施設の改修等と調理機器の更新を年次的に行う。これに加え、将来的な児童生徒数の減少を見据えた適正な規模の供給体制となる施設を実現するため、山川学校給食センターとの統合を進めていく。また、衛生管理面では、調理配達委託事業者と連携し、食中毒発生防止や異物混入防止等の徹底を図る。なお、食育については、栄養教諭による各学校での「食に関する授業」が計画的に実施できるよう環境づくりに努めるとともに、人気のあるメニューを取り入れた「ごほうび給食」も継続して取り組んでいく。

※ G I G Aスクール構想

児童生徒用の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、個別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現させる構想

※ コンソーシアム

互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団

地産地消の推進についても、「食育の日※」前後に実施している「指宿『旬』野菜の日」の充実を図るとともに、指宿産の牛肉・黒豚肉等の使用や、市内の加工品など多様な食品の組み合わせによる栄養バランスの取れた給食の提供を実施していく。

さらに、地域学校協働活動を推進するため、校長や教頭などの管理職のみならず教務主任以下一般教諭にも地域学校協働活動の意義について理解を深める取り組みを推進するとともに、学校運営協議会（コミュニティスクール）と学校応援団協議会との一体的な運営について検討していく。

(2) 社会教育

生涯学習は、市民一人ひとりが、生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、自ら学びたいテーマはもとより、社会の安全・安心の確保、又は地域づくりを進める上で学んでほしいテーマについても学ぶ生涯学習推進の体制づくりに努める。

また、生涯学習環境の整備と学習成果を生かす体制づくりを推進するとともに、社会教育施設の充実を図る。現在の校区公民館は小学校区を単位に設置されているが、受益人口の減少が続いていることから、社会教育・生涯学習機能の維持を図るため、校区公民館の再編について検討していく。

家庭教育は、「子育てひろば」などの子育て支援活動を通じて、家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整えるとともに、父親の子育て参加意識の向上を図り、子育てに関する知識を得ることにより良好な親子関係を築き、健やかな子育てができるよう支援する。

また、「家庭教育学級」など子育てに関する学習機会を提供するとともに、家庭教育支援員や子育てサポーターの活用を図るなど、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを推進する。

青少年教育は、次代を担う子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携を深めながら、地域で取り組む青少年体験活動への支援、校区青少年育成会議の開催、青少年育成推進員や少年育成センター補導委員の資質向上や積極的活用を通じ、地域の教育力を發揮し、青少年の健全育成に努める。

地域と学校が双方向に連携・協働する地域学校協働活動を更に推進するため、地域と学校の橋渡し役となる地域コーディネーターの更なる資質向上、活動を円滑に実施していくための学校応援活動ボランティアの確保や人材バンク機能の強化を図る。

子どもの読書推進については、子どもたちが1人でも多く本を読み、「心に残る1冊の本」と出会えるよう、第4次指宿市子ども読書推進計画に基づき、読書を通じた子どもの育成や環境整備に努めていく。

※ 食育の日

食育基本法に基づく「食育推進基本計画」において、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、毎月19日は「食育の日」として定められており、各地で様々な食育の普及啓発活動が展開されている。また、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として、毎年6月は「食育月間」として定められている。

「市民一人1スポーツ」運動のスローガンのもと市民がスポーツを楽しむまちづくりを進めるため、各スポーツ大会の開催や関連イベント、各種団体及び総合型地域スポーツクラブ等を育成し、市民の主体的な活動やスポーツを通した交流を促進し、さらに多くの市民がスポーツに参加できる体制づくりを進める。

一方、体育施設整備については、市民のスポーツ・レクリエーションや健康に対するニーズを満たす施設整備を進めていく。

かごしま国体を契機に改修したスポーツ施設やいぶすきフットボールパークなどを中心に、スポーツコミッショニアいぶすき等と連携し、本市の特色を生かしたスポーツ大会・イベントや合宿・キャンプ等の積極的な誘致や支援を図る。

3 計画

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実施主体 | 備考 |
|----------------------|-----------------------|---------------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 校舎 | 小学校施設整備事業(校舎大規模改造事業) | 指宿市 | |
| | 屋内運動場 | 中学校施設整備事業(校舎大規模改造事業) | 指宿市 | |
| | | 小学校施設整備事業(体育館改修事業) | 指宿市 | |
| | | 中学校施設整備事業(体育館改修事業) | 指宿市 | |
| | 水泳プール | 中学校施設整備事業(武道館大改造事業) | 指宿市 | |
| | | 小学校施設整備事業(プール整備事業) | 指宿市 | |
| | | 中学校施設整備事業(プール整備事業) | 指宿市 | |
| | 給食施設 | 指宿学校給食センター屋根修繕 | 指宿市 | |
| | | 指宿学校給食センター改修実施設計業務 | 指宿市 | |
| | | 指宿学校給食センター改修整備計画 | 指宿市 | |
| | その他 | 小学校児童用机・椅子購入事業 | 指宿市 | |
| | | 小学校パソコン整備及びピアノ購入事業 | 指宿市 | |
| | | 中学校生徒用机・椅子購入事業 | 指宿市 | |
| | | 中学校パソコン整備及びピアノ購入事業 | 指宿市 | |
| | | 小学校施設整備事業(その他) | 指宿市 | |
| | | 北指宿中学校施設整備事業(外構(ターミナル事業)) | 指宿市 | |
| | | 中学校施設整備事業(その他) | 指宿市 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 公民館 | 柳田校区公民館改修等工事 | 指宿市 | |
| | | 今和泉校区公民館改修等工事 | 指宿市 | |
| | | 指宿校区公民館改修等工事 | 指宿市 | |
| | | 魚見校区公民館改修等工事 | 指宿市 | |
| | | 池田校区公民館改修等工事 | 指宿市 | |
| | | 丹波校区公民館改修等工事 | 指宿市 | |
| | 体育施設 | 指宿総合体育館舞台吊物改修 | 指宿市 | |
| | | 市営陸上競技場クラブハウス改修工事設計業務 | 指宿市 | |
| | | 市営陸上競技場クラブハウス改修工事 | 指宿市 | |
| | | 市営陸上競技場全天候ウレタン走路改修工事 | 指宿市 | |
| | | サンシティホールいぶすき排煙窓・網戸取付工事 | 指宿市 | |
| | | サンシティホールいぶすき屋根改修工事設計業務 | 指宿市 | |
| | | サンシティホールいぶすき屋根改修工事 | 指宿市 | |
| | | サンシティホールいぶすきLED化等改修工事設計業務 | 指宿市 | |
| | | サンシティホールいぶすきLED化等改修工事 | 指宿市 | |
| | | 指宿テニス場LED化等改修工事設計業務 | 指宿市 | |
| | | 指宿テニス場LED化等改修工事 | 指宿市 | |
| | | 指宿弓道場LED化等改修工事設計業務 | 指宿市 | |
| | | 指宿弓道場LED化等改修工事 | 指宿市 | |
| | | 山川勤労者体育センター改修事業設計業務 | 指宿市 | |
| | | 山川勤労者体育センター改修工事(LED化含む) | 指宿市 | |
| | | 山川武道館LED化等改修工事設計業務 | 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|---|---|----|
| 8 教育の振興 | (3) 集会施設、体育施設等 体育施設 | 山川武道館LED化等改修工事 大成運動場LED化等改修工事設計業務 大成運動場LED化等改修工事 大成運動場法面工事 開聞総合体育馆LED化等改修工事設計業務 開聞総合体育馆LED化等改修工事 開聞総合体育馆電動式椅子付移動観覧席修繕 開聞総合体育馆音響設備修繕 開聞総合体育馆非常用発電機更新事業 開聞テニス場LED化等改修工事設計業務 開聞テニス場LED化等改修工事 川尻ふれあい交流館LED化等改修工事設計業務 川尻ふれあい交流館LED化等改修工事 | 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 指宿市 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 図書館 | 指宿図書館改修等工事 山川図書館改修等工事 指宿市立図書館情報システム更新事業 | 指宿市 指宿市 指宿市 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯・学習スポーツ | 生涯学習講座事業 【事業内容】 まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、住民のニーズに基づく要求課題はもとより、市民に学んでほしい必要課題についても学ぶ体制を整備する。 【必要性】 人生100年時代を迎へ、様々な課題について学ぶ場を充実させることは、自立・自律した人材を育成するために必要である。 【事業効果】 区や集落などの自治組織、PTAや子ども会などの社会教育関係団体、様々な協議会など、地域づくりを主体的に担う人材の増加が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 少年育成センター設置事業 【事業内容】 少年育成センターに補導委員を配置し、児童生徒への補導活動等を行うとともに研修会を実施することで補導委員自身の資質向上を図る。 【必要性】 児童生徒を見守り、声を掛け、正しく導くこと、そして補導委員自身の資質向上を図ることは児童生徒の健全育成を図る上で必要である。 【事業効果】 補導委員のスキルアップ、それに基づく適切かつ適時な指導を行うことにより、問題行動を起こす児童生徒の減少が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 青少年健全育成事業 【事業内容】 青少年育成推進員を配置し、子ども会やジュニア・リーダークラブ等と連携しながら児童生徒を育成する。 【必要性】 青少年育成推進員等を配置することで、様々な団体との連携を図りながら地域ぐるみでの体験活動などを実施する体制を整えるために必要である。 【事業効果】 青少年育成推進員は校区における青少年健全育成責任者であるという自覚や資質の向上、地域ぐるみで青少年を育てる気運の醸成が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 地域青少年体験事業補助事業 【事業内容】 指宿市内の地域団体や青少年育成団体等が実施する青少年を対象とした体験活動を内容とする事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【必要性】 ゲームやスマホなどで1日の大半を過ごす児童生徒が増えしており、実体験が必要で、その機会を設けるために行う活動を促進する上で必要である。 【事業効果】 地域が主体的に活動内容を企画・実施することで、体験事業の重要性に地域自身が気づき、児童生徒には地域に対する感謝の気持ちが生まれる。 | 校区団体等 | |
| | | 青少年海外派遣事業 【事業内容】 本市の姉妹都市であるオーストラリアクイーンズランド州ロックハントン市のロックハントン・グラマー・スクールへ中高生を派遣する。 【必要性】 外国を訪問し、生の英語に親しみ文化の違い等を体験することで、国際的な視野の獲得、多様性への理解、愛郷心の醸成を図るために必要である。 【事業効果】 国際的な視野を持つとともに、指宿への感謝の気持ちや愛郷心を持った優秀な人材の育成が図られる。 | 指宿市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---|--|-------|----|
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯・学習スポーツ | <p>家庭教育学級設置事業 〔事業内容〕 家庭教育支援の担い手である家庭教育支援員や子育てサポートを養成するとともに、各小中学校や幼稚園等で家庭教育学級を実施する。</p> <p>〔必要性〕 家庭教育は一義的に保護者が担うが、それを支援する人材の配置、又は学びや気づきの場を設けることは、子どもの健全育成のために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 家庭教育支援員等の配置による相談体制の整備や、家庭教育学級での学びを深めることで、様々な悩みや不安を抱えた保護者の減少が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | 地域学校協働活動推進事業 〔事業内容〕 地域が学校を支援する学校応援活動を基盤しながら、地域と学校が双方向に連携・協働する体制を整備し「学校を核とした地域づくり」を推進する。 | <p>〔必要性〕 学校と地域が理想とする子どもの姿を共有し、連携・協働して活動を実施することは、複雑化・多様化した諸問題の解決を図る上で必要である。</p> <p>〔事業効果〕 地域学校協働活動に主体的に参画する市民の増加、副次的な効果としてより学習効果が高まる教育課程の実施、学校の業務改善等が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | 青少年劇場開催事業 〔事業内容〕 文化芸術団体が、開催を希望する小学校で実演芸術の巡回公演を行うに際して、出演費用を負担する。 | <p>〔必要性〕 子ども達に質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 未来を担う子ども達の豊かな創造力やコミュニケーション能力等を養い、人材育成が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | シルバー美術展開催事業 〔事業内容〕 60歳以上の高齢者を対象とした日本画や洋画等の公募展を開催するための補助金の交付を行う。 | <p>〔必要性〕 文化芸術活動の推進と高齢者の生きがいづくりのため必要である。</p> <p>〔事業効果〕 交流人口の拡大や文化芸術活動の普及啓発、また、高齢者の生きがいづくりが図られる。</p> | 実行委員会 | |
| | 読書活動推進事業 〔事業内容〕 第4次子ども読書活動推進計画を推進するとともに、ブックスタート事業や図書館フェスティバル等を行う。 | <p>〔必要性〕 読解力は様々な教科を習得する上の基礎となり、その力を養うために読書は極めて有効な手段であることから、読書の推進を図ることは必要である。</p> <p>〔事業効果〕 読書を通じて読解力を向上させることで、国語はもとより様々な教科の学力向上、心豊かな児童生徒の育成が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | 二十歳を祝う式事業 〔事業内容〕 20歳を迎えたことを市として祝うとともに成人としての責任や自覚を促し、本市に対する愛郷心の醸成に資する。 | <p>〔必要性〕 20歳というのは人生において非常に大きな節目であり、旧友との交流機会、本市をかけがえのない故郷として再認識してもらうための場として必要である。</p> <p>〔事業効果〕 二十歳を祝う式を実施することで、成人としての自覚や社会に対する貢献心、本市に対する感謝の気持ちや愛郷心の醸成が図られる。</p> | 指宿市 | |
| | (5) その他 | 鹿児島県立山川高等学校支援活性化対策協議会補助 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

小中学校については、児童生徒数の減少に伴い、児童生徒への教育的視点を第一に考えた望ましい学校のあり方について議論を進めていく。

指宿商業高等学校については、「予防保全型管理」による長寿命化により、施設管理コスト面での改善を図る。

学校給食センターについては、将来的な児童生徒数の減少に直接関わる供給量に応じた適正な規模を見通した上で、供給体制を含めた施設の検討を行う。

市民文化系施設については、利用者のニーズや行政サービスのあり方を整理した上で、今後のあり方を検討する。また、校区公民館については、近隣にある他施設との統合や複合化的検討と並行して、地域による自主的・主体的な管理運営を検討する。

スポーツ施設については、利用検討又は要早急対応と評価されている施設については、利用状況等を勘案し、類似施設の集約化など配置の適正化を図る。

指宿図書館及び山川図書館については、今後も保有すべき施設として維持管理を行い、長寿命化を図る。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」並びに「指宿市学校施設長寿命化計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第10章 集落の整備



1 現況と問題点

(1) 地域で支えあう活動

集落に代表される地域コミュニティは、お互いが支え合い、協力し合いながら、その活動を営んできている。

しかし、近年の人口減少、核家族化、生活の変化、価値観の多様化などにより、地域を支える人材不足をはじめ自治活動に関する地域住民の意識の希薄化、組織の脆弱化が進んでいる。一方、地域における課題は多様化・増大化する傾向にあり、地域生活者一人ひとりの日常を支えていく持続可能な地域社会を形成していくためには、それぞれの集落内の住民自らが当事者意識を持ちながら考え、取り組んでいくことが求められている。

(2) 新たな地域コミュニティ

近年、地域住民の日常生活での困りごとは多様化・増大化してきており、行政や自治会だけでは解決できない課題が山積している。

このような中、住民同士のつながりの再生・強化を図り、豊かで安全・安心な地域社会を持続可能なものにしていくためには、協働の担い手となりうる多様な主体（市民、行政、地縁団体、N P O[※]、企業、ボランティア団体等）が連携する新たな仕組みや市民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くような新たな施策の展開が求められている。

また、地域づくりにとって必要な課題を学ぶ場としての機能も持つ校区公民館については、現在、指宿地域には指宿・魚見・柳田・丹波・今和泉・池田の6校区公民館、山川地域には令和3年4月の学校再編後も旧校区を対象区域とした山川・大成・徳光・利永の4校区公民館、開聞地域には開聞・川尻の2校区公民館の計12校区公民館が設置されているが、いずれの地域においても受益人口の減少が続いていることから、校区公民館の再編について検討する必要がある。

(3) 地域内分権

それぞれの地域実情を尊重し、住民ニーズや特性に配慮した施策が求められている中、それぞれの地域実態に即した新たな地域コミュニティが創出され、地域でなければ解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がよりよい方向に進むと思われる課題解決の取り組みが必要になってきている。

今後、このような地域自らの責任において、自主的・主体的にまちづくりを担っていくような地域内分権の仕組みづくりを進めていくためには、これに連動する行政構造の見直しが必要となる。

※ N P O

民間非営利組織のこと。Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などをを行う組織、団体

2 その対策

(1) 地域で支えあう活動

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを基本に、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指す。

そのため、市民全体が地域活動に対する理解を深めていく取り組み、自助・共助・公助の補完性の原則に基づく取り組み、地域間連携の取り組み、NPO等他団体との協働による取り組みを促進する。

(2) 新たな地域コミュニティ

協働のまちづくり指針や第三次指宿市総合振興計画（指宿市みらい創生総合戦略）のほか、男女共同参画基本計画の趣旨に基づき、それぞれの地域や住民が抱える課題（困りごと）を自ら解決することができるような地域力を創造する新たな仕組みづくりを促進する。

また、市と連携しながら、集落への目配りとして、集落支援員を設置し、集落の巡回、状況把握等を実施し、集落の維持・活性化を推進する。

さらに、現在の校区公民館は小学校区を単位に設置されているが、受益人口の減少が続いていることから、社会教育・生涯学習機能の維持を図るため、校区公民館の再編について検討していく。

(3) 地域内分権

協働のまちづくり指針の趣旨に基づき、それぞれの地域において、将来、安全・安心で豊かな地域生活を維持していくために、地域でしか解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がよりよい方向に進むと思われる課題・事業に関して、地域の責任において自主的・主体的に公共サービスの一部を担っていただく地域内分権を推進する必要がある。

そのために、行政と連携・協力して地域課題の解決や地域活性化に主体的に取り組む住民自治の仕組みを構築し、地域の個性や特性が生かされたまちづくりを市民協働で推進していく。

3 計画

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実 施 主 体 | 備 考 |
|----------------------|---------------------------|--|---------|-----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 自治会加入促進事業 〔事業内容〕 自治会加入率の向上を目的に、自治会加入促進事業の支援を行う。 〔必要性〕 地域の問題解決や暮らしやすいまちづくりを進めるために必要である。 〔事業効果〕 自治会活動に多くの方が積極的に参加することにより、より良いまちづくりの推進が図られる。 | 指宿市 | |
| | | 公民館建設補助事業 〔事業内容〕 公民館の建設・改修等に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 集落及び区が所有する公民館の建設や改修等を支援するために必要である。 〔事業効果〕 公民館を有する集落等の住民の負担軽減に繋がる。 | 指宿市 | |
| | | 広報用放送施設補助事業 〔事業内容〕 放送施設の新設・補修等に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 地区又は団体が所有する放送施設の新設や補修等に対し支援を行うことが必要である。 〔事業効果〕 放送施設を有する地区等の住民の負担軽減に繋がる。 | 指宿市 | |
| | | 安全灯維持費補助事業 〔事業内容〕 安全灯電気料金に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 地区、区、その他団体等が所有する安全灯の維持費に対し、支援を行うことが必要である。 〔事業効果〕 安全灯を有する団体等の負担軽減に繋がる。 | 指宿市 | |
| | | 安全灯施設補助事業 〔事業内容〕 安全灯の新設・改修等に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 地区、区、その他団体等が所有する安全灯の新設や補修等を支援するために必要である。 〔事業効果〕 安全灯を有する団体等の負担軽減に繋がる。 | 指宿市 | |
| | | 新たな地域コミュニティ組織支援事業 〔事業内容〕 新たな地域コミュニティ組織を構築していく中で、その課題を解決するための活動及び事業に対する支援を行う。 〔必要性〕 人口減少や高齢化が進む中、持続可能な地域を作るために必要である。 〔事業効果〕 地域が、地域の課題の解決等に主体的に取り組む仕組みづくりができる。 | 指宿市 | |
| | | コミュニティアドバイザー配置事業 〔事業内容〕 地域が様々な課題を解決することができるような地域力を創出していくために、集落支援員を活用し、支援を行う。 〔必要性〕 集落の維持・活性化を図るために必要である。 〔事業効果〕 集落点検や話し合いを通じ、集落の実情を地域が理解し、必要な施策に繋がる。 | 指宿市 | |
| | (3) その他 | 自治公民館連絡協議会支援事業 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第11章 地域文化の振興等



1 現況と問題点

地域文化の振興に関する市民の要望は、既存施設の活用に加えて、文化芸術を発表する機会の確保や親しむ環境の整備、文化財の活用によるまちづくり、地域の芸術文化活動団体に対するソフト事業の充実と支援へと移り変わっているものと考えられる。

このような中、指宿市における文化芸術活動は、指宿市文化協会が中心となり、文化祭の開催やシルバー美術展の開催をとおして実践されており、市民が文化芸術に接する機会を確保しているだけでなく、文化芸術に親しむ環境整備や新たな人材発掘、地域と連携した活動推進による地域コミュニティの活性化につながっている。

また、地域の文化財の活用に関しては、「指宿まるごと博物館」構想に基づき、地域文化財を生かした新たな活動も生まれており、地域の文化財マップや地域の文化財に関する図鑑、SNS等を活用した情報発信などがある。将来的にこうした活動が全市的に展開されることで、文化財保護の意識向上や地元への誇りの醸成と指宿市の新たな観光資源としての活用に大きな期待が寄せられる。

その他、指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれを「指宿の文化・文化財の情報発信基地」と位置付け、企画展や各種イベントなどを実施することで地域文化の発信に努めている。この中で、指宿市全体を大きな「野外博物館」と捉え、それぞれの地域に存する歴史・文化などを「展示物」と見立て、地域の魅力を再認識できる機会となる「指宿まるごと博物館」構想の普及に努めている。

このような現状の中、文化財の保存と継承については、地域の文化財を保存管理する人材の高齢化、郷土芸能や伝統工芸などの保存伝承活動を行うための人材不足、地域文化の掘り起こしとその活用を推進するための体制の未整備、地域文化に関する知識の継承活動の停滞、若年層の文化財や郷土芸能などに対する興味の喚起、そして地域コミュニティの弱体化といった問題がある。

文化施設については、新たな芸術文化活動の拠点として、ふれあいプラザなのはな館の敷地内に整備された指宿市民会館及び指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれの利活用の促進や各施設の相互連携による施設を利用したソフト事業の展開、ソフト事業を担う地域の人材の育成を図りながら、それらとの連携がこれからの課題である。

2 その対策

地域文化には、地域の郷土芸能や伝統行事等の地域固有の文化、地域の住民が主体的に取り組む文化的活動、そして、地域の歴史・風土・民俗・自然・産業等の各種文化財に関する三つの側面がある。

地域の郷土芸能や伝統行事等の地域固有の文化の振興には、地域コミュニティの健全な育成と担い手となる人材育成が不可欠である。

このために、郷土芸能保存会といった団体の活動が極めて重要な役割を果たすものと考える。

また、地域の住民が主体的に取り組む文化的活動の振興には、住民の活動成果を発表する場の確保が不可欠である。

このためには、文化協会と地域との連携を促進するとともに、市内各地域における発表の機会の確保や文化芸術に親しめる環境整備のために、文化協会の活動支援を行う必要がある。

そして、歴史等を中心とした各種文化財に関しては、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれを拠点に、指宿市文化財保存活用地域計画を通して、文化財の調査や記録を行い、地域資源の掘り起こしと、観光資源として活用するための新たな価値を付加しながら情報の集約・発信、保存・維持管理の推進を行っていく必要がある。

このような観点から、市内の文化をより深く知り、活用し、享受するために、パンフレットやデジタルコンテンツの作成、看板などの総合的な整備に取り組み、それらを基に、郷土意識の醸成を目指すとともに、地域コミュニティ活性化や観光資源の中心核の一つとして文化財を活用し、併せて将来にわたってふるさと指宿の魅力を語れる人材育成を図っていく。

文化継承については、小中一貫教育における「いぶ好き『ふるさと学』」※をはじめとした学校行事や授業等で郷土芸能保存会等との連携を図るとともに、郷土芸能等に関する体験や研修、発表の機会を設けることで、将来の指導者育成を行う必要がある。

地域文化の拠点となる市内の文化施設に関しては、老朽化への対策を講じながら、全市民が文化芸術に触れられる学習機会を均等に提供できるようにしていく必要がある。

※ 「いぶ好き『ふるさと学』」

指宿市の各地域に伝わる伝統や文化、自然等について学ぶ学習

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|---|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 その他 | 指宿市考古博物館改修等工事 | 指宿市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | 視聴覚ライブラリー運営事業 【事業内容】 学校や地域等においてDVD等の視聴覚機材を活用し、人権問題や情報モラルなどの課題について学ぶ環境を整備する。 【必要性】 読書の役割を補完するため、映像で視覚的に、より理解しやすい形で学ぶことができる体制を整えることは必要である。 【事業効果】 視覚的な、より理解しやすい視聴覚機材の活用を行うことで、より高い学習効果の獲得が図られる。 | 指宿市 | |
| | (3) その他 | 刻み地蔵保存整備事業 遺跡確認調査事業 橋牟礼川遺跡報告書作成 指宿市考古博物館企画展開催事業 博物館講座開催事業 指宿市考古博物館展示リニューアル事業 時遊館COCCOはしむれソフト事業 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 文化財保存活用地域計画策定協議会 時遊館COCCOはしむれ運営事業 文化振興賞賜金・補助金 無形文化財保存会補助事業 社会教育団体育成事業 指定文化財清掃謝金 文化財保護事業 文化財補修等に係る補助金 全国史跡整備市町村協議会負担金 九州地区市町村文化財整備協議会負担金 文化財保存活用地域計画策定事業 開発と埋蔵文化財の保存の調査のための発掘調査報告書の刊行 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

時遊館 COCCO はしむれについては、観光産業の振興及び本市の歴史と文化の発展に貢献するため、今後も保有すべき施設として維持管理を行い、長寿命化を図る。

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進



1 現況と問題点

(1) 自然エネルギーの利活用

本市は、市域を霧島火山帯が縦断し、地熱の潜在性が高い地域である。賦存する温泉資源は市民の共有財産であるとともに、貴重な宝でもある。先代から引き継いだこの貴重な財産を次世代に引き継いでいくことは必要不可欠なことである。

現在も温泉資源は、浴用・医療・園芸・スメ※などに使われているが、未利用の泉源も多いことから、将来において産業・生活・観光などの分野で、温泉を中心とする自然エネルギーの多目的利用をさらに推進していくとともに、資源保護と適正利用を推進する必要がある。

また、温泉資源を活用した地熱発電、余熱排水を利用した観光産業などの産業振興にも取り組む必要がある。

その他、全国的に「2050年カーボンニュートラル」に向けた取り組みが進められている中、本市においても2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標の実現に努める「ゼロカーボンシティ」を表明した。目標を達成するための取り組みとして、節電や省エネ設備の導入などによる「省エネルギー」、太陽光発電の導入などによる「再生可能エネルギー」、適切な森林管理による「森林吸収」など、様々な取り組みが期待されており、市民・事業者・市が一体となり、「自分ごと」として取り組むことが重要である。

2 その対策

(1) 自然エネルギーの利活用

2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて、本市では令和3年4月に環境省から「ゼロカーボンシティ」の指定を受けている。本市では、地球温暖化対策に関する普及啓発や、ゼロカーボンシティいぶすきの推進に努め、市民や事業者、市が一体となって、「自分ごと」として、カーボンニュートラルに取り組む。

また、本市の貴重な資源である温泉や地熱について保護と適正利用に努めながら、余剰分の有効活用を図り、新たな付加価値や魅力の創出につなげる。

併せて、市庁舎をはじめとした公共施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した発電・熱利用設備や蓄電池の導入を推進する。

※ スメ

温泉の蒸気を利用した自然のかまどで、「巣目」とも表記する場合がある

3 計画

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 策 名) | 事 業 内 容 | 実施主体 | 備考 |
|----------------------|------------------------------|----------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 (3) その他 | 余剰熱利活用事業 | 指宿市 | |
| | | 調和のとれた温泉資源活用事業 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1 現況と問題点

(1) 人権の尊重

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、在住外国人、性的少数者等に対する偏見や差別に関する様々な問題が提起されているとともに、社会の変化に伴いDVやいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシュアル・ハラスメントなど、表面化しにくい人権侵害などの新たな課題も発生している。

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にし、人権尊重の精神を知識として身に付けるほか、日常生活の中に十分に浸透させることが重要である。

今後も、「指宿市人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら、普及活動を進め、市民一人ひとりが人権の主体者であることを認識し、個性の違いを豊かさとして認め合うといった人権意識高揚の取り組みを推進する必要がある。

(2) 男女共同参画社会の形成

本市はこれまで、男女共同参画基本計画を策定し、各施策を通じた男女共同参画推進の取り組みを行っているが、依然として性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会的慣行、配偶者等に対する暴力などが存在している。また、政策等立案・決定過程への女性参画や仕事と家庭の両立支援など男女共同参画社会を実現していくための取り組みが十分に根づいていない状況にある。

このような状況を踏まえ、男女がお互いの人権を尊重し合いながら、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな取り組みを推進する必要がある。

(3) 公共施設等マネジメント

公共施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、すでに更新時期を迎えたものや、早急に老朽化対策、耐震化が求められているものなどがあり、その施設は今後も増加し続ける見込みである。

また、少子高齢化・核家族化などの一般的な社会情勢の大きな変化に伴って、公共施設に対するニーズの変化への対応も、重要な課題となっている。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

(4) 基金

市民が将来にわたり、安全で安心して暮らせる地域として持続的に発展していくためには、持続可能な行政財政基盤の確立と行政運営の更なる効率化に努めるとともに、安定的な財源の確保が必要である。

2 その対策

(1) 人権の尊重

一人ひとりの生き方、考え方は多様であり、それは豊かさであることを認め合い、誰もが生きやすい社会になることを目指し、関係機関や団体と連携を図りながら、差別や偏見のない人権尊重の実現のため理解促進と支援に取り組んでいく。

本市は、個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち」を目指し、令和3年4月1日に「指宿市パートナーシップ宣誓制度」を開始した。今後も制度についての周知を図り、都市間連携を進めていく。

(2) 男女共同参画社会の形成

指宿市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた固定的役割分担意識の解消、教育・学習に関する広報・啓発活動や市、市民、事業者等が協働し、誰もが社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備等の取り組みを推進する。

(3) 公共施設等マネジメント

公共施設については、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき既存施設の見直しや、予防保全型管理による長寿命化、効率的な管理運営により、将来の更新費用の抑制や平準化を図る。

(4) 基金

市民が将来にわたり、安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に充当するため、必要に応じて基金を積み立て、過疎地域持続的発展特別事業を円滑に実施する。

3 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|--------------------------------|---------------------------|--|------|----|
| 12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立 | 財産管理費 〔事業内容〕 指宿市過疎地域持続的発展特別事業基金への積立を行う。 〔必要性〕 既存施設の改修・撤去費や扶助費等における財政需要の確保が見込まれることから、財源の確保に必要である。 〔事業効果〕 安定的な財源の確保に努めることで、健全な財政運営が図られる。 | 指宿市 | |
| | (2) その他 | 男女共同参画基本計画推進事業 | 指宿市 | |
| | | 男女共同参画基本計画策定事業 | 指宿市 | |
| | | 男女共同参画普及啓発事業 | 指宿市 | |
| | | 男女共同参画地域実践事業 | 指宿市 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-------|---|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人 材育成 | (4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住 | 定住促進対策費 | 指宿市 | 人口増や交流人口・関係人口の拡大、人 材定着が図られることから、将来にわたり地 域の持続的発展に資する。 |
| | | Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業 費 | 指宿市 | 人口増や交流人口・関係人口の拡大、人 材定着が図られることから、将来にわたり地 域の持続的発展に資する。 |
| | | 定住情報発信強化事業 | 指宿市 | 人口増や交流人口・関係人口の拡大、人 材定着が図られることから、将来にわたり地 域の持続的発展に資する。 |
| | | 共生・協働支援事業 | 指宿市 | 地域の多様な主体が連携・協力して、地域 に必要な取組が行われるため、将来にわ たり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 市民活動補償事業 | 指宿市 | 市民活動の健全な発展と地域社会の振興 が図られることから、将来にわたり地域の持 続的発展に資する。 |
| | | 共創の場づくり事業 | 指宿市 | 人づくりと場づくりを兼ね備えた中間支援 組織を形成する目的であることから、将来 にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 空き家活用推進事業 | 指宿市 | 空き家問題の解消や定住促進が図られ ることから、将来にわたり地域の持続的発 展に資する。 |
| | その他 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業 | 海外まき網船入港船員奨励事業 | 指宿市 | 海外まき網船の入港が確保され加工原魚 の安定的な供給がされることから、将来に わたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | かつお漁船誘致事業 | 指宿市 | 加工原魚の安定的な供給が図られるととも に、入港に伴う地元経済の活性化が図られ ることから、将来にわたり地域の持続的発 展に資する。 |
| | | 農業近代化資金利子補給事業 | 指宿市 | 農業者の設備が高度化され経営が近代化 されることから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | | 農業経営基盤強化資金利子補給事業 | 指宿市 | 農業者の経営基盤の強化が図られることか ら、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 大家畜経営維持緊急支援資金利子補給 事業 | 指宿市 | 畜産農家の経営基盤の強化が図られること から、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 多面的機能支払交付金事業費 | 指宿市 | 自主的な活力あるコミュニティづくりの推進 の支援により、将来にわたり農業・農村の 有する多面的機能の持続的発展に資する。 |
| | | 山川みなと祭り負担金 | 実行委員会 | 水産業及び地域住民・商工業者が連携 し、漁港を中心とした街づくりの機運が 高まることにより、将来にわたり地域の持続 的発展に資する。 |
| | | 鰯節産地入札会補助金 | 加工業組合 | 指宿鰯節の知名度と売り上げの増加が図 られることから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | | 鰯節製造技術者養成補助金 | 加工業組合 | 指宿鰯節の製造に係る技術の伝承と後継 者の育成が図られることから、将来にわたり 地域の持続的発展に資する。 |
| | | 漁業近代化資金利子補給事業 | 指宿市 | 漁業者の設備が高度化され経営が近代化 されることから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | 商工業・6次産業化 | つくり育て管理する漁業推進事業(指・山・ 開) | 各漁協 | 水産資源が回復し、水揚げの回復が図ら れることから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | | 指宿市商工業制度資金利子補給助成金 | 指宿市 | 商工業者の経営安定、事業継続が図られ ることから、将来にわたり地域の持続的発 展に資する。 |
| | | いぶすき産業まつり負担金 | 実行委員会 | 商工、農林水産業の活性化が図られること から、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 商店街活性化支援事業補助金 | 指宿市 | 商工業の活性化及び商店街への誘客が図 られることから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | | 共通商品券発行事業補助金(指宿商工会 議所) | 指宿市 | 消費活動の増大により経営安定、事業継 続が図られることから、将来にわたり地域の 持続的発展に資する。 |
| | | 共通商品券発行事業補助金(菜の花商工 会) | 指宿市 | 消費活動の増大により経営安定、事業継 続が図られることから、将来にわたり地域の 持続的発展に資する。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------------|---------------------------|--------|--|
| 2 産業の振興 | (10) 湾疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化 | 商店街路灯維持費補助金 | 指宿市 | 商店街への誘客や防犯が図られるとともに、商工業者の負担軽減が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 商店街路灯設置補助金 | 指宿市 | 商店街への誘客や防犯が図られるとともに、商工業者の負担軽減が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 特產品振興事業 | 指宿市 | 本市主要產品の振興が図されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿鰯節協会負担金 | 指宿鰯節協会 | 本市の主要産業である鰯節製造業の振興が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿市特產品販路拡大支援事業補助金 | 指宿市 | 外貨を確保する産業の支援が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 南薩地域「食」による地域活性化実行委員会負担金 | 実行委員会 | 外貨を確保する産業の支援が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | つながる指宿協議会負担金 | 協議会 | 外貨を確保する産業の支援が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 高校生地元就職促進事業 | 指宿市 | 若者の定着により人手不足が解消されることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 工場等設置補助金 | 指宿市 | 新たな投資により雇用の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿市魅力ある店舗づくり支援事業補助金 | 指宿市 | 魅力ある新たな店舗が増えることで、地域のにぎわい創出や活性化が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 域内経済循環促進事業 | 指宿市 | 市外から外貨を獲得し、市内で所得が循環する仕組みを構築することで、地域の持続的発展に資する。 |
| | | 公益社団法人鹿児島県観光連盟負担金 | 観光連盟 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 鹿児島県観光誘致促進協議会負担金 | 協議会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 鹿児島地区総合観光ガイドブック負担金 | 観光連盟 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿駅周辺を明るくきれいにする会負担金 | 同会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 観光 | いぶすきアロハのまちづくり推進運動実行委員会負担金 | いぶすきアロハのまちづくり推進運動実行委員会負担金 | 実行委員会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | いぶすき菜の花マラソン大会実行委員会負担金 | 実行委員会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | いぶすき菜の花マーチ実行委員会負担金 | 実行委員会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿温泉祭運営委員会負担金 | 運営委員会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|-------------------|---------------------------|-----------------------------|-------|--|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光 | いわさき白露シニアゴルフトーナメント協賛金 | 実施企業 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 観光ガイドブック作成事業 | 指宿市 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | (一社)いぶすき観光デザイン | | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 鹿児島県四地区観光連絡協議会負担金 | 協議会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 鹿児島県教育旅行受入対策協議会負担金 | 協議会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(一般) | 協議会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | いぶすき広域観光推進協議会負担金 | 協議会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿観光セールス事業 | 観光協会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(重点戦略) | 協議会 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿観光大使PR事業 | 指宿市 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 郷土会タッグロコミ事業 | 指宿市 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿温泉旅館事業協同組合おもてなし事業補助金 | 同組合 | 地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿地区美化協議会負担金 | 美化協議会 | 多くの観光客が訪れる付加価値の高い観光地としての質的向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 建築物耐震化促進事業補助金 | 指宿市 | 国が事業目的に掲げる、災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の整備が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 指宿市地域公共交通活性化協議会負担金 | 協議会 | 交通手段の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 廃止代替バス補助金 | 指宿市 | 交通手段の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 山川・根占航路運航推進協議会負担金事業 | 協議会 | 利用者の増加や利便性の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 | 「LOVEいぶすき」普及促進 | 指宿市 | LOVEいぶすきが生ごみの悪臭発生を抑制することで、コンポスト等を利用した生ごみ処理が広がれば、ごみ量が削減され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 地区共同墓地環境整備補助金 | 指宿市 | 地区墓地の環境保全を行うことにより、地域住民の福祉の向上及び公衆衛生の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指定ごみ袋製造費 | 指宿市 | ごみの減量・資源化、ごみの分別・ルールの徹底が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | ごみ収集所ごみかご製造費 | 指宿市 | ごみステーションにごみかごを設置することで生活衛生の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 | |
|---------------|-------------------------------|---------------------------|----------------|--|--|
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 | 生ごみ処理機器購入補助金 | 指宿市 | ごみの減量化、生活衛生の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | | 常設収集所分別指導委託費 | 指宿市 | ごみの減量・資源化、ごみの分別・ルールの徹底が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | | 衛生害虫駆除事業 | 指宿市 | 外来生物の生息域の拡大抑制により、在来種が守られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | | 指宿市環境衛生協力会補助金 | 指宿市 | 各種環境衛生活動や市の環境行政に対する協力が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | | 環境保全対策事業 | 指宿市 | 指宿市の持つ豊かな自然と、人の経済活動が共存できる社会の実現に繋がることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | 危険施設撤去 | 海岸漂着物地域対策推進事業 | 指宿市 | 海岸の景観を維持し続けることで、観光資源である海岸の景観上及び安全上の価値の向上に繋がることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | | 危険空家等解体撤去工事補助金 | 指宿市 | 安心安全の確保及び良好な生活環境の保全が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | | 防犯灯取替業務委託 | 指宿市 | 市民生活の安心安全が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | |
| | 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 児童手当支給費 | 指宿市 | 家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 児童扶養手当費 | 指宿市 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 指宿市 | ひとり親家庭等の健康と福祉の増進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 子ども医療費助成費 | 指宿市 | 子どもの疾病的早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と健やかな育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 家庭児童相談保護措置事業費 | 指宿市 | 母子が精神的又は経済的にも安心して生活できることに繋がることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 高齢者・障害者福祉 | 地域子育て支援拠点事業 | 指宿市 | 幼少期の成長を支えることに繋がることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 砂むし温泉入浴事業 | 指宿市 | 高齢者等が健康に暮らすことのできる地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 福祉スポーツ大会開催補助金 | 実行委員会 | 支えあう地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 長寿お祝い事業 | 指宿市 | 地域住民の敬老思想の高揚が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | シルバー人材センター設置事業 | 指宿市 | 支えあう地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 緊急通報体制等整備事業 | 緊急通報体制等整備事業 | 指宿市 | 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる在宅介護の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | はり、きゅう等施術料助成事業 | 指宿市 | 高齢者等が健康に暮らすことのできる地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 紙おむつ等支給付事業 | 指宿市 | 要介護高齢等の在宅生活の継続及び向上が図られることから将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | 高齢者訪問給食サービス事業 | 指宿市 | 在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|-------------------------------|---|----------------------|------|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 その他 | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 指宿市 | 介護予防知識の普及・啓発が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 緊急ショートステイ事業 | 指宿市 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 訪問理容・美容助成事業 | 指宿市 | 寝たきり高齢者の在宅生活の継続及び向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費 | 指宿市 | 地域包括ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まることがから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | シルバーカー購入費助成事業 | 指宿市 | 高齢者の介護予防や自立生活の助長が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 健康増進事業 | 指宿市 | 市民の健康の保持と適切な医療の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 新たなステージのがん検診総合支援事業 | 指宿市 | 市民の健康の保持と適切な医療の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 自殺対策事業費 | 指宿市 | 気持ちの落ち込み等に早期に気づき、必要時、専門機関につなぎ対処できることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 産後ケア事業 | 指宿市 | 出産後、健全な育児が行われることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 子育て世代包括支援センター事業 | 指宿市 | 子育て期に対する不安の緩和が図られることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 母子保健推進事業費 | 指宿市 | 病気や発達障害の早期発見・対応を行うことで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 その他 | 在宅当番・救急医療情報提供事業 | 指宿市 | 安心して暮らせる効率的な地域医療体制を確保することにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 病院群輪番制病院運営事業 | 指宿市 | 安心して暮らせる効率的な地域医療体制を確保することにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 指宿医療センター麻酔科医確保負担金 | 指宿市 | 地域医療を確保し、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 狂犬病予防事業費 | 指宿市 | 狂犬病予防を行うことにより、公衆衛生の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 婦人科がん先端医療学講座設置寄附事業 | 指宿市 | 子どもを安心して産み育てやすい地域にするにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 定期予防接種事業 | 指宿市 | 地域医療を確保し、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 未熟児養育医療給付事業 | 指宿市 | 出生後、療養が必要な児に対し、速やかに適切な処置を行うことで、病気の重症化を防ぎ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ | 生涯学習講座事業 | 指宿市 | 学びの場を充実させることで、地域経営に主体的に参画する人材の育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 少年育成センター設置事業 | 指宿市 | 子どもたちを見守り指導することで、問題行動を起こす者の減少、安全・安心な地域づくりにつながることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 青少年健全育成事業 | 指宿市 | 地域の子どもたちは地域で育てるという認識で主体的に活動する人材を確保できることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施策名) | 事業内容 | 実施主体 | 備考 |
|------------------------|------------------------------------|-------------------|-------|--|
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ | 地域青少年体験事業補助事業 | 校区団体等 | 地域の子どもたちを地域で育てるため、体験事業を地域自身が主体的に実施する体制が整備されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 青少年海外派遣事業 | 指宿市 | 事業実施後も本市において引き続き働き活躍して市のために貢献している人材がいることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 家庭教育学級設置事業 | 指宿市 | 家庭教育に悩みや不安を抱えた保護者をサポートする体制を整え、不安等の解消が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 地域学校協働活動推進事業 | 指宿市 | 児童生徒を取り巻く複雑化・多様化する諸問題に地域と学校が熟議して対応していく体制を整えられることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 青少年劇場開催事業 | 指宿市 | 将来的芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | その他 | シルバー美術展開催事業 | 実行委員会 | 文化芸術活動を通して交流人口の拡大や人材育成、また、高齢者の生きがいづくりが図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 読書活動推進事業 | 指宿市 | 読書を生涯にわたって習慣づけられる人材を育成することで、自ら考え実行する市民の育成につながることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 二十歳を祝う式事業 | 指宿市 | 今後も節目において市が祝うセレモニーを行うことで、故郷を愛する心を持続する市民が増えることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | | | |
| | | | | |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備 | 自治会加入促進事業 | 指宿市 | 住民同士が助け合い協力し合って、住みよい地域社会を創ることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 公民館建設補助事業 | 指宿市 | 地域の中心的施設であることから、住民同士の交流の場として、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 広報用放送施設補助事業 | 指宿市 | 地域内の住民相互の連絡、災害その他の伝達のための公共的施設として、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 安全灯維持費補助事業 | 指宿市 | 明るい社会環境の促進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 安全灯施設補助事業 | 指宿市 | 明るい社会環境の促進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | 新たな地域コミュニティ組織支援事業 | 指宿市 | 地域の課題解決等に取り組むための地域コミュニティの再生・創出に向けた取組を促進することで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| | | コミュニティアドバイザー配置事業 | 指宿市 | 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策等を行なうことができるところから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興 | 視聴覚ライブラリー運営事業 | 指宿市 | 書籍だけでなく視聴覚機材の充実も推進し、より高い教育的效果が得られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立 | 財産管理費 | 指宿市 | 安定的な財源の確保に努めることで、健全な財政運営が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 |